

令和8年度

# ながくて 福祉ガイド

## 障がい編

『ながくて福祉ガイド』は、  
子育て編、障がい編、高齢者編の3冊に  
分かれています。  
利用される方の状況や目的に沿って、  
分かりやすく、利用しやすいようにまとめ、  
相互に関連する部分を表記するなどの工夫をしています。

長久手市

令和  
8年度

# ながくて 福祉ガイド

## 障がい編



表紙のグラデーションデザインは、「2023 長久手市福祉まつり」において「ふくしのイラストづくりワークショップ」の来場者が描いたグラデーションを、名古屋学芸大学の学生団体「パラジウム」のみなさんがパターン化したデザインです。

# もくじ

※開庁時間の短縮に伴い、各種相談窓口の受付時間が変更となる可能性があります。詳細は各問合せ先にご確認ください。

## 1 ライフステージごとの支援は 4

■手当・年金 ■医療 ■サービス

## 2 障害者手帳の交付を受けるには 6

■身体障害者手帳 ■療育手帳 ■精神障害者保健福祉手帳 ■手帳交付までの流れ

## 3 手当を受けるには 8

■長久手市障害者手当 ■愛知県在宅重度障害者手当 ■特別障害者手当  
■障害児福祉手当 ■特別児童扶養手当 ■長久手市特別支援学校就学奨励金  
■各種手当の所得限度額

## 4 障害福祉サービスを利用するには 12

■障害福祉サービスを利用するまでの流れ ■訪問系サービス ■日中活動系サービス  
■施設系サービス ■居住支援系サービス ■訓練・就労系サービス ■相談支援事業  
■障害児通所支援 ■地域生活支援事業

## 5 医療に関する支給を受けるには 16

■障害者医療費支給制度 ■後期高齢者福祉医療費支給制度 ■自立支援医療費の支給  
■精神障害者医療費支給制度 ■未熟児養育医療給付 ■小児慢性特定疾病医療給付  
■特定医療費(指定難病)支給

## 6 年金や貸付等の制度は 20

■障害基礎年金 ■障害厚生年金 ■特別障害給付金 ■愛知県心身扶養共済制度  
■生活福祉資金貸付制度 ■はやぶさ資金貸付制度  
■民間木造住宅耐震シェルター整備費補助制度

## 7 日常生活における支援は 23

■車いすの貸出 ■補装具費の支給 ■日常生活用具の給付  
■補装具費・日常生活用具申請の流れ ■手話通訳者・要約筆記者の派遣  
■認知症高齢者等家族支援事業 ■訪問理美容サービス事業  
■家具転倒防止事業 ■日常生活自立支援事業 ■パーキング・パーミット制度  
■ヘルプマーク・ヘルプカード ■障がい者配食サービス事業

## 8 いざという時の支援は 29

■NET119 システム ■Web110 システム  
■長久手市避難行動要支援者支援事業(みまもり台帳)

## 9 税金や公共料金などの減免は 30

■所得税・住民税の控除 ■NHK 受信料の減免  
■ケーブルテレビ加入一時金及び利用料金減免  
■自動車税の減免



## 10 交通に関する助成などは

32

- N- バス利用の割引 ■長久手市障がい者タクシー料金助成 ■障がい者タクシー運賃割引制度
- 福祉有償運送 ■リニモ運賃の割引 ■名鉄バスの割引
- JR 各社旅客運賃等の割引 ■私鉄運賃の割引 ■航空旅客運賃の割引
- 有料道路割引制度 ■身体障害者自動車運転免許取得費の助成
- 身体障害者自動車改造費の助成 ■駐車禁止等除外指定車標章

## 11 就労の際の支援は

37

- 障がい者就業・生活支援センター ■公共職業安定所(ハローワーク)
- 障害福祉サービス

## 12 成年後見制度とは

38

- 成年後見制度 ■尾張東部権利擁護支援センター「あすライツ」

## 13 お困りの際の相談先は

39

- 長久手市役所 ■長久手市障がい者相談支援センター ■相談支援おかげさん
- 尾張東部権利擁護支援センター「あすライツ」 ■愛知県中央児童・障害者相談センター ■瀬戸保健所
- あいち発達障害者支援センター ■税金・年金に関する窓口 ■各種相談窓口

## 14 地域の相談員さんは

42

- 民生委員・児童委員 ■主任児童委員 ■人権擁護委員

## 15 地域の公共施設などは

44

- 市内の施設 ■県内の施設 ■福祉避難所

## 16 自分が受けられるサービスは

46

## 17 虐待かな?と思ったら・・・

48

## 18 障がい者を支援する団体など

48

豆知識 1	■身体障害者標識	14
豆知識 2	■「白杖 SOS シグナル」普及啓発シンボルマーク ■ほじょ犬マーク ■障害者のための国際シンボルマーク	27
豆知識 3	■ミライロ ID	28
豆知識 4	■耳マーク ■聴覚障害者標識	37

# 1 ライフステージごとの支援は

年齢	乳幼児期		学齢期			
	0歳	6歳	12歳	15歳	18歳	20歳
手当・年金	■長久手市障害者手当 ⇨ 8					
	■愛知県在宅重度障害者手当 ⇨ 8					
	■障害児福祉手当 ⇨ 9					
	■特別児童扶養手当 ⇨ 10					
	■長久手市特別支援学校就学奨励金 ⇨ 10					
医療	■育成医療 ⇨ 17					
	医療費支給 (■子ども医療費支給 ⇨ 子育て編 10 ■障害者医療費支給制度 ⇨ 16)					
	■未熟児養育医療 ⇨ 19					
	■小児慢性特定疾病医療 ⇨ 19					
	■特定医療 ⇨ 19					
サービス	■障害児通所支援 ⇨ 14					
	■障害福祉サービス ⇨ 12					
	■地域生活支援事業 ⇨ 15					

障がいの種類、年齢や場面に応じて、様々な支援を受けることができます。

青年期・成人期					高年期		
30歳	40歳	50歳	60歳	65歳	70歳	80歳	
■特別障害者手当 ⇨ 9							
■障害基礎年金 ■障害厚生年金 ⇨ 20							
■更生医療 ⇨ 17							
■自立支援医療費の支給(精神通院) ⇨ 18 ■精神障害者医療費支給制度 ⇨ 18 ■後期高齢者福祉医療費支給制度 ⇨ 16)							
■介護保険制度 ⇨ 高齢者編 ⇨ 26							

# 2 障害者手帳の交付を受けるには

## 身体障害者手帳

身体障がいのある方(または保護者)の申請によって交付されます。  
障がいの種類や程度により、1級から6級まで区分されます。

**対象者** 次の機能に障がいのある方

- ・視覚 ・聴覚 ・平衡機能 ・音声、言語機能 ・そしゃく機能 ・免疫機能
- ・肢体不自由(上肢・下肢・体幹)
- ・内臓機能(心臓・じん臓・肝臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸)

※障がいによっては、発症から一定期間を経過しないと認定されないものもありますのでご注意ください。

**必要なもの**

- ・身体障害者手帳交付申請書 ・マイナンバーがわかるもの
- ・身体障害者手帳診断書・意見書 ※1 (3か月以内のもの)
- ・本人の写真 ※2(縦4cm×横3cm 1年以内に撮影したもので、脱帽・上半身のもの)

※1 手帳用の診断書を作成できる医師は定められていますので、福祉課や病院でご確認ください。  
※2 撮った写真を薄い紙にプリントアウトしたものは不可です。

申請・問合せ ▶ 福祉課 障がい福祉係： ☎ 56-0614 FAX 63-2940

## 療育手帳

知的障がいのある方(または保護者)の申請によって交付されます。  
障がいの程度により、A判定からC判定まで区分されます。

**対象者** 18歳以前から知的障がいが生じていて、次の機関にて判定を受けた方

<b>判定機関</b>	■ 愛知県中央児童・障害者相談センター	<b>予約が必要です</b>
	・18歳未満の方……企画・児童指導課	☎052-961-7252
	・18歳以上の方……障害者相談課	☎052-961-7253
<b>判定基準</b>	・A判定……おおむねIQ35以下 ・B判定……おおむねIQ36～50 ・C判定……おおむねIQ51～75	

**必要なもの**

- ・療育手帳交付申請書 ・マイナンバーがわかるもの
- ・本人の写真※(縦4cm×横3cm 1年以内に撮影したもので、脱帽・上半身のもの)

※撮った写真を薄い紙にプリントアウトしたものは不可です。

**備考**

- ・定期的に再判定が必要です。
- ・療育手帳の等級基準は都道府県で異なります。転出・転入の際はお問い合わせください。

申請・問合せ ▶ 福祉課 障がい福祉係： ☎ 56-0614 FAX 63-2940

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の申請は、市役所福祉課の窓口で受け付けています。手帳の種類や等級に応じて各種の福祉サービス等を利用することができます。

## 精神障害者保健福祉手帳

精神障がいのある方の申請によって交付されます。障がいの程度により、1級から3級まで区分されます。

**対象者** 精神に障がいがあり、精神科初診日から6か月以上経過している方  
(詳しくは、医師にご相談ください。)

**必要なもの**

- ・精神障害者保健福祉手帳交付申請書
- ・マイナンバーがわかるもの
- ・本人の写真※(縦4cm×横3cm 1年以内に撮影したもので、脱帽・上半身のもの)  
※撮った写真を薄い紙にプリントアウトしたものは不可です。

上記の他に①、②のいずれかが必要です。

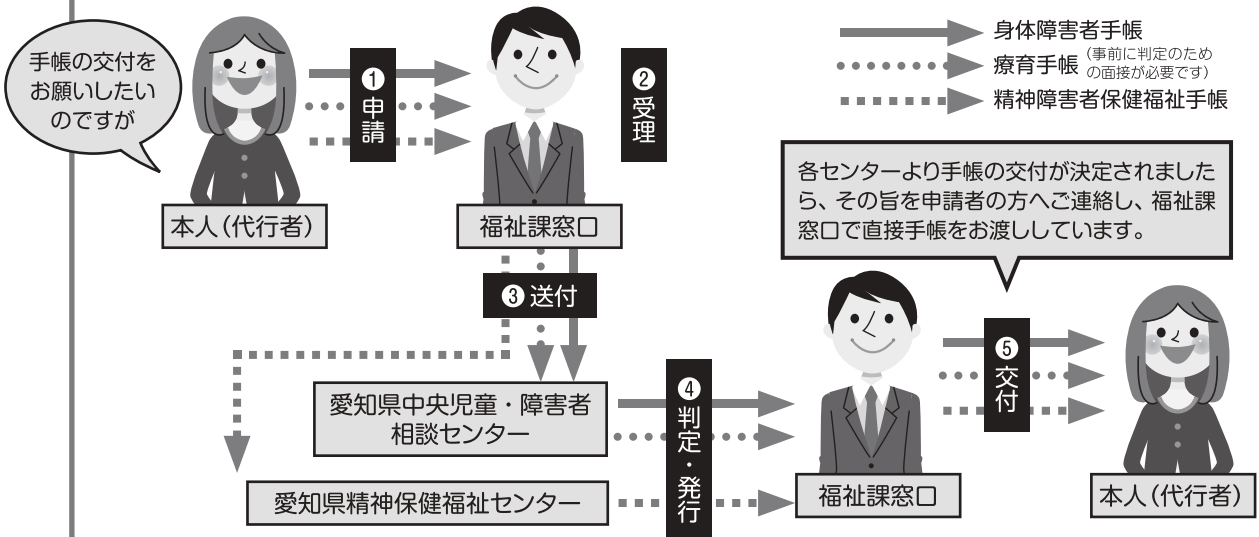
- ① 精神障害者保健福祉手帳用の診断書 (3か月以内のもの)
- ② 精神障がいを支給事由とする年金証書の写し・同意書

**備考**

- ・手帳の有効期限は2年間です。
- ・更新手続きは有効期限の3か月前から申請できます。

申請・問合せ 福祉課 障がい福祉係： ☎ 56-0614 FAX 63-2940

## 手帳交付までの流れ



### 変更など の手続き

障害者手帳を交付された方に下記のような変更等がありましたら、速やかに手帳などをご持参のうえ、福祉課窓口にお越しください。

- 住所・氏名の変更
- ◆手帳の紛失・き損
- 写真が古くなったとき
- 障がいに該当しなくなったとき※
- 障がいの程度が変わったとき (診断書が必要です)
- 本人が亡くなったとき※
- 手帳の再交付を受けたとき※

※手帳を返還していただきます。

\* 診断書の様式は愛知県のホームページからダウンロードできます。

# 3 手当を受けるには

障害者手帳を交付された方およびその家族の方には、手帳の区分や等級に応じ、手当が支給される場合があります。\*手帳を交付されていない方も該当する場合があります。

## 長久手市障害者手当

市内に居住する身体障がい、知的障がい、精神障がいのある方に支給される手当です。

対象者

身体障害者手帳、療育手帳、  
精神障害者保健福祉手帳を交付された方

\*ただし、次の方は除きます。

- ・65歳以上で初めて障害者手帳を交付された方
- ・施設に入所されている方

\*一部支給対象となる施設がありますので、詳しくはお問合せください。

支給額

身障手帳	療育手帳	精神手帳	支給月額
1級	IQ35以下	1級	4,500円
2級	IQ50以下	2級	3,500円
3級	IQ75以下	3級	2,500円
4～6級	—	—	2,000円

支給日

9月末日・3月末日  
(土日、祝日の場合は直前の平日)

必要なもの

- ・申請書
- ・障害者手帳
- ・通帳(本人名義)

申請・問合せ

福祉課 障がい福祉係：☎ 56-0614 FAX 63-2940

## 愛知県在宅重度障害者手当

在宅の重度の障がいのある方に支給される手当です。

※所得制限があります⇒11ページ参照

対象者

- 次のいずれかの条件に該当する方
- ・身体障害者手帳1級・2級の方
  - ・IQ35以下の方
  - ・身体障害者手帳3級であり、IQ50以下の方

\*ただし、次の方は除きます。

- ・特別障害者手帳、障害児福祉手当、経過的福祉手当の受給者
- ・施設に入所されている方
- ・3か月以上継続して入院されている方
- ・65歳以上で初めて障害者手帳を交付された方

支給額

	受給対象者	支給月額
第一種	・身体障害者手帳1・2級でありIQ35以下の方	15,500円
第二種	・身体障害者手帳1・2級の方 ・IQ35以下の方 ・身体障害者手帳3級でありIQ50以下の方	6,750円

支給日

4月・8月・12月の25日  
(土日、祝日の場合は直前の平日)

必要なもの

- ・申請書
- ・障害者手帳
- ・通帳(本人名義)
- ・同意書
- ・本人および扶養義務者等の課税証明書  
(長久手市に1月1日時点で住所がない転入者)

申請・問合せ

福祉課 障がい福祉係：☎ 56-0614 FAX 63-2940

## 特別障害者手当

20歳以上の方で、心身に著しく重度の障がいがあり、日常生活において常に特別な介護を必要とされる方に支給される手当です。 ※所得制限があります⇒11ページ参照

### 対象者

政令で定める程度の重度の障がいの状態であり、かつ、20歳以上で次のいずれかの条件に該当する方（ただし、認定診断書による審査が必要ですので、審査結果によっては該当しない場合があります。）

- ・身体障害者手帳2級（一部を除く）以上の障がいを重複して有する方
- ・身体障害者手帳2級（一部を除く）以上の障がいを有する方で、IQ20以下の方または常時介護が必要な精神障がいを有する方
- ・身体障害者手帳2級（一部を除く）以上の障がいを有する方またはIQ20以下の方もしくは常時介護が必要な精神障がいを有する方で、他に身体障害3級相当の障害を2つ以上有する方
- ・身体障害者手帳2級（一部を除く）以上の障がいを有する方またはIQ20以下の方もしくはこれと同程度の障がいまたは病状を有する方で、日常生活においてほぼ全面介護が必要な方

施設に入所されている方、3か月以上継続して入院されている方は除きます。

### 支給額

基準額	加算額	
30,450円	・身体障害者手帳1・2級で療育手帳A判定(IQ35以下)	6,850円
	・身体障害者手帳1・2級または療育手帳A判定(IQ35以下)	1,050円
	・上記以外	0円

### 支給日

2月・5月・8月・11月の10日  
（土日、祝日の場合は直前の平日）

必要なもの

- ・申請書
- ・通帳（本人名義）
- ・診断書
- ・マイナンバーがわかるもの など

### 申請・問合せ

福祉課 障がい福祉係： ☎ 56-0614 FAX 63-2940

## 障害児福祉手当

20歳未満の方で、心身に著しく重度の障がいがあり、日常生活において常に特別な介護を必要とされる方に支給される手当です。 ※所得制限があります⇒11ページ参照

### 対象者

政令で定める程度の重度の障がいの状態であり、かつ、20歳未満で次のいずれかの条件に該当する方（ただし、認定診断書による審査が必要ですので、審査結果によっては該当しない場合があります。）

- ・身体障害者手帳1級・IQ20以下の方
- ・身体障害者手帳2級で、常時介護が必要な状態にある方
- ・上記と同程度の障がいまたは病状で、常時介護が必要な状態にある方

施設に入所されている方、障がいを事由とした年金を受給されている方は除きます。

### 支給額

基準額	加算額	
16,560円	・身体障害者手帳1・2級で療育手帳A判定(IQ35以下)	6,900円
	・身体障害者手帳1・2級または療育手帳A判定(IQ35以下)	1,150円
	・上記以外	0円

物価変動に伴い、支給額が変わる場合があります。

### 支給日

2月・5月・8月・11月の10日  
（土日、祝日の場合は直前の平日）

必要なもの

- ・申請書
- ・通帳（本人名義）
- ・診断書
- ・マイナンバーがわかるもの など

### 申請・問合せ

福祉課 障がい福祉係： ☎ 56-0614 FAX 63-2940

## 特別児童扶養手当

重度・中度の障がいのあるお子さん、または、日常生活において常に介護を必要とする病状にある20歳未満のお子さんがある家庭で以下のいずれかに該当する場合に支給される手当です。

※手帳をお持ちでない方も該当する場合があります。

※所得制限があります⇒11ページ参照

### 対象者

- ・身体障害者手帳1級・2級程度、療育手帳A判定程度のお子さんを監護している方 ⇒ **手当1級**
- ・身体障害者手帳3級程度、4級程度の一部、療育手帳B判定程度のお子さんを監護している方 ⇒ **手当2級**
- ・じん臓、肝臓、血液等の疾病で日常生活において常に介護を必要とするお子さん、または、同程度の精神障がい(発達障がい、自閉症、てんかん等)のあるお子さんを監護している方

### 支給額

該当等級	支給月額
手当1級	58,450円
手当2級	38,930円

物価変動に伴い支給額が変わる場合があります。

### 支給日

4月・8月・11月の11日  
(土日、祝日の場合は直前の平日)

### 必要なもの

- ・戸籍謄本 ・マイナンバーがわかるもの
- ・通帳(受給資格者名義) ・口座申出書
- ・特別児童扶養手当認定診断書(障害者手帳の写しで代用できる場合もあります) など

### 申請・問合せ

福祉課 障がい福祉係：☎ 56-0614 FAX 63-2940

## 長久手市特別支援学校就学奨励金

県内の特別支援学校に就学している児童・生徒の保護者に就学奨励金を支給します。

### 対象者

長久手市在住で、県内の特別支援学校に就学している児童・生徒の保護者

### 支給額

月額 5,000円  
(年2回に分けて9月、3月に支給)

### 必要なもの

- ・申請書 ・在学証明書または入学許可証の写し ・世帯全員の住民票の写し
- ・保護者名義の通帳

### 申請・問合せ

〈小・中学部〉教育総務課 庶務教育係：☎ 56-0625 FAX 62-1451  
〈高等部〉福祉課 障がい福祉係：☎ 56-0614 FAX 63-2940

各種手当の所得限度額		(単位：円)				
区分	扶養親族数	0人	1人	2人	3人	4人目以降の加算額
	特別障害者手当 障害児福祉手当 経過的福祉手当	受給資格者	3,661,000	4,041,000	4,421,000	4,801,000
配偶者 扶養義務者		6,287,000	6,536,000	6,749,000	6,962,000	213,000
在宅重度障害者手当	受給資格者	3,661,000(課税標準額)				
	配偶者 扶養義務者	6,287,000(課税標準額)				
特別児童扶養手当	受給資格者	4,596,000	4,976,000	5,356,000	5,736,000	380,000
	配偶者 扶養義務者	6,287,000	6,536,000	6,749,000	6,962,000	213,000

注) 1. 受給資格者の所得で、扶養親族等に同一生計配偶者(70歳以上の者に限る。)または老人扶養親族がある場合は1人につき100,000円が、特定扶養親族等(特定扶養親族または控除対象扶養親族(19歳未満の者に限る。))がある場合は1人につき250,000円が加算されます。

2. 配偶者、扶養義務者の所得で、扶養親族等に老人扶養親族がある場合は、1人につき(当該老人扶養親族のほか扶養親族等がないときは、当該老人扶養親族のうち1人を除いた老人扶養親族1人につき)60,000円が加算されます。(在宅重度障害者手当を除く。)

3. 所得の計算方法

※1月～6月の申請については前々年中の所得、7月～12月の申請については前年中の所得となります。

前年(前々年)中の所得－各種所得控除＝判定の対象となる所得

\*特別障害者手当の受給資格者は、非課税の公的年金等も収入として計算に含めます。

\*譲渡所得等、特別に計算を要する所得もあります。

\*在宅重度障害者手当は所得税・住民税の計算と同一です。

○各種所得控除の内訳

(1) 障害者(特別障害者)控除・・・1人につき270,000円(400,000円)

(2) 寡婦・ひとり親控除・・・270,000円(350,000円)

(3) 勤労学生控除・・・270,000円

(4) 配偶者特別控除・雑損・医療費・小規模企業共済等掛金控除・・・控除相当額

(5) 社会保険料控除

ア 特別障害者手当、障害児福祉手当、経過的福祉手当の本人所得の場合・・・控除相当額

イ 社会保険料控除(ア以外の場合)・・・80,000円(保険料相当額)

※所得額は収入額と異なります。

例えば、給与の方であれば給与所得控除後の金額となります。

(6) 特定親族特別控除・・・住民税において特定親族特別控除が適用される場合は、その控除相当額

※令和8年8月支給分(令和8年7月以降の請求)から適用となります。

# 4 障害福祉サービスを利用するには

## 障害福祉サービスを利用するまでの流れ

生活の手伝いや仕事の練習など生活を支えるサービスを提供します。対象は、障がいのある方や特定の難病の方です。それぞれのサービス内容は、13ページをご覧ください。

### ① 相談

↓  
利用したいサービスや生活での困り事がある場合は、下記の相談先に相談してください。障害福祉サービスの利用が必要とされる場合は、市に申請手続きを行います。

### ② サービスの申請・アセスメント

↓  
市が申請の内容を確認し、必要に応じて区分認定調査員が本人の心身の状況や生活環境などについて聞き取りをする区分認定調査等を行います。

### ③ サービス等利用計画案

↓  
指定特定相談支援事業者と契約を結び、相談支援専門員にアセスメントの状況を踏まえ、最も適切なサービスの組み合わせや支援の方針等を取り決めたサービス等利用計画案の作成を依頼し、市に提出します。

### ④ 決定・交付

↓  
サービス等利用計画案や申請内容等を参考に、サービスの種類や利用量、モニタリング期間等が決定され、受給者証が交付されます。

### ⑤ 事業所と契約

↓  
サービスの提供を行う事業所と契約を結びます。

### ⑥ サービスの利用開始

↓  
契約に基づき、サービスの利用を開始します。サービス提供事業所が作成した個別支援計画に基づき、サービスが提供されます。

### ⑦ モニタリング

↓  
相談支援専門員が、定期的に環境の変化やサービスの提供状況などを検証するためのモニタリングを行い、必要に応じて申請の変更を行います。

\*ご利用になるサービスにより、手順が異なる場合もあります。 \*利用者負担の上限額については、収入等に応じて異なります。

(長久手・北・西・東小学校区にお住まいの方)

## 長久手市社会福祉協議会 障がい者相談支援センター

開所日/火曜日から日曜日 9:00～17:00  
休 み/月曜日(ただし、祝日の場合は翌平日が休み)及び年末年始  
所在地/長久手市福祉の家 1階  
(長久手市前熊下田171番地)  
連絡先/☎ 64-2333  
FAX 64-2337  
Mail shogaisoudan@hm.aitai.ne.jp

(南・市が洞小学校区にお住まいの方)

## 相談支援おかげさん

開所日/月曜日から土曜日 9:00～17:00  
休 み/日曜日及び年末年始  
所在地/長久手市岩作平子34番地1  
レジデンス千代萬1階  
連絡先/☎41-8807  
FAX 76-1830  
Mail sodan@momochidori.jp

障がいのある方が地域で自立した生活を送るための様々なサービスを利用するには、サービスの種類や利用量が定められた「受給者証」の交付手続きが必要です。

### 訪問系サービス

名称	内容
居宅介護	自宅において入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由、知的障がい、精神障がい等で常に介護を必要とする方に、自宅において入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難のある方に、移動に必要な情報提供、介護を行います。
行動援護	自己判断能力が制限されている方が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
重度障害者等包括支援	介護の必要性がとて高い方に、居宅介護等複数のサービスを包括的にを行います。

### 日中活動系サービス

名称	内容
短期入所	自宅で介護する方が病気の場合などに、短期間、夜間も含めた施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
療養介護	医療と常時介護を必要とする方に、医療機関において機能訓練、療養上の管理、看護、介護および日常生活の世話をを行います。
生活介護	常に介護を必要とする方に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。

### 施設系サービス

名称	内容
施設入所支援	施設に入所する方に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

### 居住支援系サービス

名称	内容
自立生活援助	一人暮らしに必要な理解力や生活力等を補うため、定期的な居宅訪問等により日常生活における課題を把握し、必要な支援を行います。
共同生活援助	夜間や休日、共同生活を行う住居において入浴、排せつ、食事の介護および日常生活上の援助を行います。

### 訓練・就労系サービス

名称	内容
自立訓練（機能訓練）	自立した日常生活または社会生活ができるように、一定期間、身体機能の維持、向上のために必要な訓練を行います。
自立訓練（生活訓練）	自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の維持、向上のために必要な支援、訓練を行います。
就労選択支援	就労先・働き方について良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用し、能力や適正等に合った選択の支援を行います。
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する方に、一定期間、就労に必要な知識および能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援（A型）	一般企業等での就労が困難な方に、雇用して就労の機会を提供するとともに、知識および能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援（B型）	一般企業等での就労が困難な方に、就労の機会を提供するとともに、知識および能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労定着支援	生活介護、自立訓練、就労移行支援または就労継続支援から一般就労へ移行した障がいのある方に、就労に伴う生活面の課題に対応するための支援を行います。

## 相談支援

名称	内容
計画相談支援	障がいのある方の状況や生活環境を考慮し、必要な障害福祉サービスを利用するためのサービス等利用計画等の作成や適切な支援となっているか確認するモニタリング、関係機関との調整などの支援を行います。
障害児相談支援	障がいのあるお子さんに対する障害児支援利用計画等の作成やモニタリング、関係機関との調整などの支援を行います。
地域移行支援	障害者支援施設等に入所している方や精神科病院に入院している方に対して、住居確保に関する事など、地域生活に移行するために必要な相談支援を行います。
地域定着支援	一人暮らし等の方に対して、連絡体制を確保し、障がい特性に起因する緊急時の訪問や対応等を行います。

## 障害児通所支援

名称	内容
児童発達支援	未就学の障がいのあるお子さんに、日常生活における基本的動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います。
放課後等デイサービス	就学中の障がいのあるお子さんについて、放課後や夏休み等の長期休暇に、生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等を行います。
保育所等訪問支援	保育所等に通う障がいのあるお子さんに、集団生活の適応のための専門的な支援等を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障がいがあり、児童発達支援又は放課後等デイサービスを受けるために外出することが著しく困難なお子さんについて、居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。



### 豆知識

#### 身体障害者標識

肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークで、マークの表示については、努力義務となっています。危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により交通違反となります。



## 地域生活支援事業

外出時、入浴のお手伝いなど地域生活を支えるサービスを提供します。  
対象は、障がいのある方や特定の難病の方です。

### ① 相談

↓ 12ページの相談先または福祉課にお問い合わせください。

### ② 申請

↓ 申請書を提出します。  
申請には障害者手帳、診断書等が必要です。

### ③ 決定・交付

↓ 利用者証を交付します。

### ④ 利用開始

事業所と契約を結び、サービスの利用を開始します。

事業の種類	内容
移動支援事業	屋外での移動が困難な障がいのある方等に外出のための支援を行います。
日中一時支援事業	障がいのある方等の家族の就労支援や介護している方の一時的な休息を目的に、障がいのある方をお預かりします。
訪問入浴サービス事業	身体に障がいのある方の居宅を訪問し、入浴サービスを行います。
地域活動支援センター事業	障がいのある方等に創作的活動・生産活動の機会を提供します。

## 地域活動支援センター百（もも）

「地域活動支援センター百」は、市の委託事業として運営されている地域活動支援センターで、障がいのある方が地域の中で自立した生活を送ることができるよう、創作的活動や生産活動、地域交流などの機会を提供することを通して、障がいのある方に対して支援を行う場所です。

### 開所日時

月曜日～金曜日（祝日も含む）10:00～16:00  
※土・日曜日、年末年始は休み

### 利用手続き

以下の連絡先まで、ご連絡ください。  
〒480-1103 長久手市岩作平子34番地1 レジデンス千代萬1階  
☎ 76-0343 FAX 76-1830

# 5 医療に関する支給を受けるには

## 障害者医療費支給制度(通称マル障)

※支給の対象となるものは、健康保険が適用されるものに限りです。

障がいのある方が医療機関などで受診したときの保険診療にかかる自己負担分を支給します。受診の際に障害者医療費受給者証を提示してください。

(精神障がいのある方は18ページの『精神障害者医療』をご参照ください。)

### 対象者

健康保険に加入している方で、次の①～⑤のいずれかに該当する方  
(ただし、満65歳以上で後期高齢者医療制度に加入できる方は除きます。後期高齢者医療制度の加入者は「後期高齢者福祉医療」の対象となります。)

- ①身体障害者手帳1級から3級の方
- ②腎臓機能障害で身体障害者手帳4級の方
- ③進行性筋萎縮症で身体障害者手帳4級から6級の方
- ④療育手帳A・B判定の方
- ⑤自閉症状群(アスペルガー症候群、高機能自閉症を含む。)と診断された方

### 必要なもの

- ・医療保険の資格が確認できる書類※
  - ・障害者手帳(交付を受けている方)
  - ・マイナンバーがわかるもの
  - ・診断書(⑤の方)
- ※資格情報のお知らせ、資格確認書等

### 申請・問合せ

保険医療課 医療係： ☎ 56-0617 FAX 63-2100

## 後期高齢者福祉医療費支給制度(通称マル福)

※支給の対象となるものは、健康保険が適用されるものに限りです。

後期高齢者医療制度に加入している方が医療機関などで受診したときの保険診療にかかる自己負担分を支給します。受診の際に後期高齢者福祉医療費受給者証を提示してください。

### 対象者

後期高齢者医療制度に加入している方で、次の①～③のいずれかに該当する方

- ①障害者医療の対象者(満65歳以上)に該当する方(上記障害者医療の項目を参照)
  - ②自立支援医療(精神通院)を受けている方 \*該当通院分のみ(18ページ参照)
  - ③精神障害者保健福祉手帳1・2級の方(満65歳以上)
- \*この他にも、寝たきりの方、認知症の方、結核の方(命令入院患者)、精神保健福祉法による措置入院患者の方も対象になる場合があります。(所得制限がある場合があります。)
- \*②の方はいったん自己負担額をお支払いのうえ、該当通院分の領収書等をお持ちいただき申請してください。

### 必要なもの

- ・医療保険の資格が確認できる書類※
  - ・障害者手帳(交付を受けている方)
  - ・マイナンバーがわかるもの
  - ・自立支援医療(精神通院)受給者証(交付を受けている方)
- \*対象者により上記以外にも必要なものがある場合があります。
- ※資格情報のお知らせ、資格確認書等

### 申請・問合せ

保険医療課 医療係： ☎ 56-0617 FAX 63-2100

## 障がいのある方などの状況に応じ、医療費の自己負担を軽減する制度があります。

\*手帳を交付されていない方も該当する場合があります。

## 自立支援医療費の支給

障害者総合支援法に基づく制度で、「更生医療」「育成医療」「精神通院医療」の3種類があります。指定の医療機関で受診した場合、自立支援医療受給者証を提示することにより医療費の自己負担額が軽減されます。 \*有効期限は最長1年間で、更新手続きが必要です。

## 更生医療

## 対象者

身体障害者手帳を交付された18歳以上の方で、その障がいを除去または軽減するための治療により確実に効果が期待できる方(人工透析・心臓手術・肝臓移植手術・人工関節の置換手術など)

\*手術後の申請は認められませんので、ご注意ください。

\*所得制限があります

## 必要なもの

- ・申請書 ・身体障害者手帳 ・医療保険の資格が確認できる書類
- ・マイナンバーがわかるもの
- ・要否判定意見書\* ・特定疾病療養受療証(人工透析の方のみ)
- ・世帯の所得を証明する書類 など

\*指定自立支援医療機関において、更生医療を主として担当する医師が作成した意見書のみ有効です。

申請・問合せ

福祉課 障がい福祉係： ☎ 56-0614 FAX 63-2940

## 育成医療

## 対象者

身体に障がいのあるまたは障がいに係る医療を行わないときは将来障がいを残すと認められる疾患がある18歳未満のお子さんで、その障がいを除去または軽減するための治療により確実に効果が期待できる方(口蓋裂、内反足、感音性難聴など)

\*身体障害者手帳を交付されていなくても受けられます。

\*治療(開始)後の申請は認められませんのでご注意ください。

\*所得制限があります

## 必要なもの

- ・申請書 ・医療保険の資格が確認できる書類 ・要否判定意見書\*
- ・マイナンバーがわかるもの ・世帯の所得を証明する書類 など

\*指定自立支援医療機関において、育成医療を主として担当する医師が作成した意見書のみ有効です。

申請・問合せ

福祉課 障がい福祉係： ☎ 56-0614 FAX 63-2940

## 更生医療・育成医療・申請の流れ

- ①対象となる障がいが決まっているので福祉課にご相談ください。
- ②必要なものを揃えて福祉課に申請書を提出してください。
- ③福祉課から申請者へ決定通知、受給者証等をお送りします。
- ④医療機関にてお手続きください。

## 精神通院医療

詳しくは、18ページをご覧ください。

## 精神障害者医療費支給制度

精神的な病気にかかっている方が医療機関などで受診したときの保険診療にかかる自己負担分を支給します。受診の際に障害者医療費受給者証を提示してください。

### 精神通院医療

指定医療機関での自立支援医療費(精神通院)の自己負担分を支給します。

#### 対象者

精神的な病気により通院治療をされている方  
(詳しくは精神障がい診断または医療に従事する医師にご相談ください。)  
\*精神障害者保健福祉手帳を交付されていなくても受けられます。

#### 必要なもの

・医療保険の資格が確認できる書類 ・診断書 ・マイナンバーがわかるもの  
・年金を受け取っている方は、金額等がわかる書類 など  
\*診断書は自立支援医療(精神通院)の指定医療機関の精神医療を担当する医師の記入によります。

#### 申請・問合せ

保険医療課 医療係：☎ 56-0617 FAX 63-2100

### 精神障害者医療

保険診療分の自己負担分を支給します。(受診科目の制限はありません。)

#### 対象者

精神障害者保健福祉手帳1級または2級の交付を受けている方  
(ただし、満65歳以上で後期高齢者医療制度に加入できる方は除きます。後期高齢者医療制度加入者は「後期高齢者福祉医療」(16ページ参照)の対象となります。)

#### 必要なもの

・医療保険の資格が確認できる書類 ・精神障害者保健福祉手帳  
・マイナンバーがわかるもの

#### 申請・問合せ

保険医療課 医療係：☎ 56-0617 FAX 63-2100

### 精神入院医療

精神障がい者の入院治療の自己負担分を支給します。

#### 対象者

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定されている精神障害の入院治療が必要である方  
\*精神障害者保健福祉手帳を交付されていなくても受けられます。

#### 必要なもの

・医療保険の資格が確認できる書類  
・入院期間(入院開始年月日)、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定されている精神障がいの入院治療が必要であることが明記されている医師の診断書

#### 申請・問合せ

保険医療課 医療係：☎ 56-0617 FAX 63-2100

## 未熟児養育医療給付

入院養育の必要が認められた指定養育医療機関に入院しているお子さん(出生時の体重が2,000グラム以下の未熟児など)に対して、その治療に必要な医療費を公費で負担する制度です。

### 対象者

長久手市に住所を有している未熟児で、体重が2,000グラム以下または医師の判断により出生直後に指定医療機関に入院して医療を行う乳児が対象です。

### 必要なもの

・申請書 ・マイナ保険証または資格確認証 ・世帯調書 ・委任状 ・意見書  
 ・世帯の市町村民税を証明する書類 など  
 \*退院後の申請は認められません。 \*意見書は養育医療の指定医療機関の医師の記入によります。

### 申請・問合せ

子ども家庭課母子保健係： ☎ 56-0210 FAX 63-2100

## 小児慢性特定疾病医療給付

小児慢性疾病のうち、小児がんなどの特定の疾病は治療が長期間にわたり、医療費の負担が高額になることから、医療費を支給します。

### 対象者

18歳未満のお子さんで、次の小児慢性特定疾病に指定されている疾患(16疾患788疾病)と診断された方

1. 悪性新生物 2. 慢性腎疾患 3. 慢性呼吸器疾患 4. 慢性心疾患 5. 内分泌疾患
  6. 膠原病 7. 糖尿病 8. 先天性代謝異常 9. 血液疾患 10. 免疫疾患 11. 神経・筋疾患
  12. 慢性消化器疾患 13. 染色体または遺伝子に変化を伴う症候群 14. 皮膚疾患群
  15. 骨系統疾患 16. 脈管系疾患
- ※詳細については下記にお問い合わせください。

### 申請・問合せ

瀬戸保健所： ☎ 82-2196 FAX 82-9188

## 特定医療費(指定難病)支給

原因が不明で治療方法が確立しておらず、希少な疾病であって長期の療養を必要とするいわゆる難病のうち、国内の患者数が一定以下であり、客観的な判断基準が確立している疾病(指定難病)の治療に係る医療費について支給します。

### 対象者

愛知県内に居住地(住民票)があり、指定難病(厚生労働大臣が指定した 338疾病)にかかっていると認められる方のうち、次のいずれかに該当する方。

- ① 病状の程度が厚生労働大臣が定める認定基準を満たす方
- ② ①に該当しない場合であって、支給認定申請を行った月以前の12か月以内に指定難病に係る医療費総額が33,330円を超える月が3か月以上ある方(軽症高額該当)

※詳細については下記にお問い合わせください。

### 申請・問合せ

瀬戸保健所： ☎ 82-2196 FAX 82-9188

# 6 年金や貸付等の制度は

## 障害基礎年金

国民年金加入中に、病気やけがで一定の障がいがある状態になった時などに、年金が支給されます。

### 対象者

国民年金保険法に定める障がいの等級に該当し、次のいずれかの要件を満たしている方（障がいの等級は障害者手帳の等級とは異なります。）

- ・初診日に国民年金に加入しており、保険料の納付要件を満たしていること。
- ・初診日に60歳以上65歳未満で、日本国内に住所があり、かつ保険料の納付要件を満たしていること。
- ・初診日に20歳未満であること（所得制限があります）。

### 支給額

該当等級(手帳の等級とは異なります)	支給額(物価変動に伴い変わる場合があります)
1級	70,608/月×1.25+子の加算額
2級	70,608/月+子の加算額

### 申請・問合せ

瀬戸年金事務所：☎ 83-2412 FAX 83-4811  
保険医療課 国保年金係：☎ 56-0618 FAX 63-2100

## 障害厚生年金

厚生年金加入中に、病気やけがで一定の障がいがある状態になった時などに、年金が支給されます。

### 対象者

厚生年金保険法に定める障がいの等級に該当し、次のすべての要件を満たしている方（障がいの等級は障害者手帳の等級とは異なります。）

- ・初診日に厚生年金に加入していること。
- ・障害基礎年金(国民年金)の保険料の納付要件を満たしていること。

### 支給額

該当等級(手帳の等級とは異なります)	支給額(物価変動に伴い変わる場合があります)
1級	報酬比例の年金額×1.25+配偶者加給年金額
2級	報酬比例の年金額+配偶者加給年金額
3級	報酬比例の年金額

### 申請・問合せ

瀬戸年金事務所：☎ 83-2412 FAX 83-4811

障がいのある方には、障がいと認定された時期や障がいの程度などによって年金が支給される場合があります。また、障がいのある方への貸付制度もあります。

\*手帳を交付されていない方も該当する場合があります。

## 特別障害給付金

国民年金に任意加入しなかったことにより、障害基礎年金などが受給できない障がいのある方に、福祉的措置として支給されます。

※所得制限があります

対象者

国民年金に任意加入していなかった次のいずれかの期間に初診日があり、現在、障害基礎年金1・2級相当の障がいに該当する方  
(障がいの等級は障害者手帳の等級とは異なります。)

- ・平成3年3月以前に国民年金任意加入対象であり学生だった期間
- ・昭和61年3月以前に国民年金任意加入対象であり被用者の配偶者だった期間

支給額

該当等級(手帳の等級とは異なります)	支給額(物価変動に伴い変わる場合があります)
1級	58,650円/月
2級	46,920円/月

申請・問合せ

瀬戸年金事務所：☎ 83-2412 FAX 83-4811  
保険医療課 国保年金係：☎ 56-0618 FAX 63-2100

## 愛知県心身扶養共済制度

障がいのある方を扶養している保護者が、生存中に毎月一定の掛金を納めることで、保護者に万が一(死亡・重度障がい)のことがあったとき、障がいのある方に終身一定額の年金を支給する制度です。

対象者

保護者が65歳未満で特別な疾病や障がいがなく、障がいのある方が次のいずれかに該当する方

- ①療育手帳を交付された方
- ②身体障害者手帳1級から3級を交付された方
- ③精神または身体に永続的な障がいのある方で、①または②と同程度と認められる方

掛金額

加入時の年齢に応じ、  
月額9,300円から23,300円(1口)

年金額

月額20,000円(1口加入の場合)

申請・問合せ

福祉課 障がい福祉係：☎ 56-0614 FAX 63-2940

## 生活福祉資金貸付制度

低所得世帯、障がい者世帯等を対象に、自立した日常生活を送ることができるよう、必要な資金を貸付します。詳しくはお問い合わせください。

申請・問合せ

長久手市社会福祉協議会：☎ 62-4700 FAX 64-3838

## はやぶさ資金貸付制度

対象者	生活困窮状態にあり、 くらしの維持が困難な 世帯の生計中心者	内容	緊急のライフライン確保資金等 (限度額30,000円以内) 無利子連帯保証人 不要
-----	--------------------------------------	----	---

申請・問合せ ▶ 長久手市社会福祉協議会：☎ 62-4700 FAX 64-3838

## 民間木造住宅耐震シェルター整備費補助制度

地震発生時における木造住宅の倒壊等から避難弱者である高齢者、障がい者の生命を守るため、旧耐震基準木造住宅に耐震シェルターの整備を行う方に対し、30万円を限度にその整備に要する費用の一部を補助します。詳しくは下記問合せ先にお問い合わせください。

### 補助の対象となる住宅

・昭和56年5月31日以前に着工された旧耐震基準木造住宅で、かつ、高齢者または障がい者が居住するもの。

※他にも条件がありますのでお問い合わせください。

### 補助対象者

・補助の対象となる住宅を所有する方。

※他にも条件がありますのでお問い合わせください。

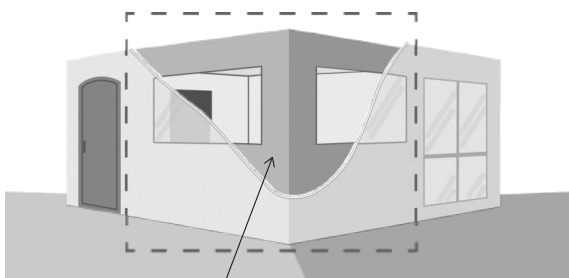
### 申込方法

まずは**交付申請前**に民間木造住宅耐震シェルター整備費補助金申込書を都市計画課に提出してください。

\*受付は先着順です(4月受付開始予定)。

\*シェルター設置業者との契約は交付決定後としてください。

申請・問合せ ▶ 都市計画課 建築係：☎ 56-0622 FAX 63-2100



耐震シェルター



ベッド型耐震シェルター

耐震シェルターイメージ図

# 7 日常生活における支援は

福祉機器等の貸出や購入費用の支給または給付、手話通訳者の派遣など、障がいのある方の日常生活を支援する制度があります。

## 車いすの貸出

ケガ等で一時的に車いすが必要な方に貸出しします。

対象者	ケガ等で一時的に車いすが必要な方で社協の会員であること(その他条件あり)	費用	無 料(社協会員であること)
-----	--------------------------------------	----	----------------

対象となる福祉機器	機器の種類	貸出期間
	車いす	貸出日より3か月 *延長は1回まで可能(3か月以内)

申請・問合せ ▶ 長久手市社会福祉協議会：☎ 62-4700 FAX 64-3838

## 補装具費の支給

障がいにより失われたり低下したりした身体機能を補うための機器等を購入・修理・貸与するための費用を支給します。(治療用装具とは手続きが異なりますのでご注意ください)

※所得制限があります

対象者	身体障害者手帳を交付された方、または難病等により障がいのある方 *障がいの部位や程度により補装具の交付に制限があります。 また、介護保険に該当する方については、一部の補装具は介護保険による貸与となります。
-----	--

対象補装具	・義手 ・義足 ・装具 ・姿勢保持装置 ・補聴器 ・車いす ・電動車いす ・重度障害者用意思伝達装置 ・義眼 ・眼鏡 ・車載用姿勢保持装置 ・歩行器 ・視覚障害者安全つえ(白杖) ・歩行補助つえ など
-------	--

自己負担額	品目ごとの基準額の合計の1割 (自己負担の上限：37,200円。ただし、非課税世帯・生活保護世帯の方の負担はありません。) ただし、基準額を超える部分については全額自己負担です。
-------	---

必要なもの	・申請書 ・障害者手帳 ・医師の意見書 ・見積書 ・マイナンバーがわかるもの など *申請する補装具ごとに必要な書類が異なりますので、事前にお問い合わせください。 *必ず購入・修理・借受けの前に申請の手続きを行ってください。購入後等の申請は対象になりません。 *補装具取扱業者は市へ登録した業者のみとなりますので、HPをご確認ください。
-------	--

申請・問合せ ▶ 福祉課 障がい福祉係：☎ 56-0614 FAX 63-2940

## 日常生活用具の給付

障がいのある方に、日常生活の便宜を図るための生活用具を給付します。

### 対象者

身体障害者手帳または療育手帳を交付された方、難病等により障がいがあり、各種用具の給付要件に該当する方

\*障がいの部位や程度により給付の条件が異なります。また、介護保険に該当する方については、一部の用具は介護保険による給付となります。

### 対象用具

種目	品目
介護・訓練支援用具	・特殊寝台 ・特殊マット ・特殊尿器 ・入浴担架 ・体位変換器 ・移動用リフト ・訓練いす(児のみ) ・訓練用ベッド
自立生活支援用具	・入浴補助用具 ・便器 ・頭部保護帽 ・T字状、棒状つえ ・移動移乗支援用具 ・特殊便器 ・火災警報器 ・自動消火器 ・電磁調理器 ・歩行時間延長信号機用小型送信機 ・聴覚障害者用屋内信号装置
在宅療養等支援用具	・透析液加温器 ・ネブライザー(吸入器) ・電気式たん吸引器 ・盲人用体重計 ・酸素ボンベ運搬車 ・盲人用体温計(音声式) ・パルスオキシメーター ・発電機 ・人工呼吸器用バッテリー ・外部バッテリー又はポータブル電源
情報・意思疎通支援用具	・携帯用会話補助装置 ・情報通信支援用具 ・点字ディスプレイ ・点字タイプライター ・点字器 ・視覚障害者用ポータブルレコーダー ・視覚障害者用活字文書読上げ装置 ・視覚障害者用拡大読書器 ・暗所視支援眼鏡 ・盲人用時計 ・聴覚障害者用通信装置 ・聴覚障害者用情報受信装置 ・人工咽頭 ・点字図書 ・DAISY図書 ・大活字図書
排泄管理支援用具	・ストーマ装具、用品 ・紙おむつ等(紙おむつ・サラシ・ガーゼ等衛生用品) ・収尿器
住宅改修費	・手すりの取付け ・床段差の解消 ・引き戸等への扉の取替え など

### 自己負担額

品目ごとの基準額の1割(ただし、生活保護世帯の方の負担はありません。)  
ただし、基準額を超える部分については全額自己負担です。

### 必要なもの

- ・申請書 ・障害者手帳 ・見積書 ・用具のカタログ
- ・マイナンバーがわかるもの など

\*必ず購入・修理する前に申請の手続きを行ってください。購入後の申請は対象になりません。

\*見積書の取扱業者は市へ登録した業者のみとなりますので、HPをご確認ください。

\*紙おむつの初回申請時、難病等により障がいのある方は医師の意見書が必要です。

### 申請・問合せ

福祉課 障がい福祉係：☎ 56-0614 FAX 63-2940

## 補装具費の支給・日常生活用具給付申請の流れ

- ①対象となる用具・必要となる書類が決まっているので福祉課にご相談ください。
- ②必要な書類を揃えて福祉課に申請してください。  
\*補装具の一部の用具につきましては、愛知県の判定が必要になりますので、お時間がかかります。
- ③福祉課から申請者へ決定通知、支給券(補装具の場合)／給付券(日常生活用具の場合)をお送りします。
- ④見積業者にて購入・修理をしてください。

### 申請・問合せ

福祉課 障がい福祉係：☎ 56-0614 FAX 63-2940

## 手話通訳者・要約筆記者の派遣

聴覚障がい、音声・言語機能障がいのある方に、手話通訳者または要約筆記者を派遣します。

◎手話通訳者を福祉課窓口  
に配置しています。(申込不要)  
毎週火・水 9:00～13:00  
金 13:00～17:00

### 利用例

公共機関等の相談手続き、医療機関等の受診、学校等教育に関すること  
\*利用例以外の派遣でも利用できる場合がありますのでお問い合わせください。

### 必要なもの

・申請書 ・障害者手帳  
\*原則として利用日の7日前までに申請書をご提出ください。(土・日曜日、祝日を除く)  
\*電子申請が可能です。

### 申請・問合せ

福祉課 障がい福祉係：☎ 56-0614 FAX 63-2940

## 認知症高齢者等家族支援事業

不意の外出により高齢者等が行方不明になった時に、早期発見するための「専用端末機」を貸し出します。「専用端末機」を利用して高齢者等の位置を検索し、早期発見を図ります。

### 対象者

市内在住で不意の外出の見られる認知症高齢者および知的障がい等を介護する家族および保護者

### 自己負担額

利用料 1月あたり1,500円程度  
\*現場駆けつけについては、別途料金がかかります。

### 必要なもの

\*申請の際に保護の対象者について聞き取り調査を行います。

### 申請・問合せ

長寿課 いきいき長寿係：☎ 56-0631 FAX 63-2940

## 訪問理美容サービス事業

事前申請が必要です

自力で理美容院に行くことができない在宅の方に理美容サービス費用を助成します。  
\*市の指定店舗が対象者宅を訪問して理美容サービスを実施する場合のみが対象となります。

### 対象者

次の①～③のいずれにも該当する[A]または[B]の方  
①介護保険施設、グループホーム、有料老人ホームなどの施設に入所していない方  
②病院に入院していない方  
③月25日以上短期入所または宿泊を2か月以上継続していない方  
[A]介護保険の要介護3～5の方で、寝たきり状態または認知症の所定の状態の方  
[B]身体障害者手帳1または2級(内部障がいを除く)を交付されている方

### 助成金額

年間12,000円を上限とします。

### 必要なもの

[B]の場合は、身体障害者手帳

### 申請・問合せ

長寿課 いきいき長寿係：☎ 56-0631 FAX 63-2940

## 家具転倒防止事業

地震時におけるタンスや書棚などの転倒による被害を防止するため、家具転倒防止器具の取付けを行います。

申請は同一世帯につき1回に限ります。

\*家具の状態等により取付けできない場合があります。

- 対象者** 次のいずれかの方
- ①満65歳以上の方のみの世帯(世帯分離で65歳未満の人が同居している場合は、対象外となります。)
  - ②身体障害者手帳1または2級を交付された方
  - ③精神障害者保健福祉手帳1または2級を交付された方
  - ④療育手帳AまたはB判定を交付された方
  - ⑤介護保険の要介護3～5の方
- \*対象者が入院または施設入所中の場合は、対象外となります。

**自己負担額** 家具1点につき1,000円を超えた分の器具代

**対象家具** タンス、食器棚、本棚、冷蔵庫、テレビなど  
合計4点まで

**必要なもの** ご持参いただくものは  
ありません。

申請・問合せ ▶ 長寿課 いきいき長寿係：☎ 56-0631 FAX 63-2940

## 日常生活自立支援事業

日常生活に不安を抱えていて、自分ひとりで契約などの判断をすることが不安な方や、お金の出し入れ・書類の管理などをするのに不安のある方を対象に福祉サービス利用のお手伝いをします。

あわせて日常的なお金の出し入れのお手伝いや大切な書類などをお預かりします。

- 対象者** 次のいずれかの方
- ①認知症高齢者の方
  - ②知的障がいのある方
  - ③精神障がいのある方
- 援助内容**
- ・福祉サービスの利用援助
  - 上記のお手伝いにあわせて次のようなサービスも利用できます。
  - ・日常的金銭管理サービス
  - ・書類等の預かりサービス  
(年金証書、預貯金通帳、証書、実印など)

**利用料** ・1回 1,200円 ※生活保護受給者は無料  
・預かりサービス 年間3,000円(月額250円)

申請・問合せ ▶ 長久手市社会福祉協議会：☎ 62-4700 FAX 64-3838

2

豆知識

**「白杖SOSシグナル」普及啓発シンボルマーク**

白杖を頭上に50cm程度に掲げてSOSのシグナルを示している視覚に障がいのある人を見かけたら、進んで声をかけて支援しようという「白杖SOSシグナル」運動の普及啓発シンボルマークです。白杖によるSOSのシグナルを見かけたら、進んで声をかけ、困っていることなどを聞き、サポートをしてください。

**ほじょ犬マーク**

身体障害者補助犬とは、盲導犬、介助犬、聴導犬のことを言います。「身体障害者補助犬法」が施行され、現在では公共の施設や交通機関はもちろん、デパートやスーパー、ホテル、レストランなどの民間施設でも補助犬が同伴できるようになりました。補助犬はペットではありません。体の不自由な方の体の一部となって働いています。社会のマナーもきちんと訓練され、衛生面でもきちんと管理されています。

**障がい者のための国際シンボルマーク**

障がい者が利用できる建物、施設であることを明確に表すための世界共通のシンボルマークです。マークの使用については国際リハビリテーション協会の「使用指針」により定められています。

※このマークは「すべての障がい者を対象」としたものです。

特に車椅子を利用する障がい者に限定し、使用されるものではありません。

**パーキング・パーミット制度**

2026年6月より、愛知県で要介護者や障がいのある方など歩行が困難な方に対して専用の駐車区画（障害者等用専用駐車区画）を利用できる利用証を交付することにより、利用対象者を明確にし、当該駐車区画の適正利用を図る制度が開始されます。利用証の希望等は以下の問合せ先にご連絡ください。

申請・問合せ

愛知県パーキング・パーミット制度事務局 ☎ 052-990-6845

## ヘルプマーク

### ヘルプマークとは？

義足や人工関節を使用している方、内部障がいや難病の方、妊娠初期の方など、援助や配慮を必要としていることが外見からは分かりにくい方々が、周囲に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるよう、東京都が平成24年10月に作成したマークです。

ヘルプマークを提示された時や付けている方が困っている様子を見かけた時は、支援や配慮をお願いします。



#### 対象者

義足や人工関節を使用している方、内部障がいや難病の方、妊娠初期の方など、援助や配慮を必要としていることが外見からは分かりにくい方

#### 配布場所

- ・長久手市役所福祉課
- ・長久手市社会福祉協議会障がい者相談支援センター
- ・長久手市保健センター

#### 申請・問合せ

福祉課 障がい福祉係：☎ 56-0614 FAX 63-2940

## 障がい者配食サービス事業

給食の宅配による安否確認等を行います。(給食は原則手渡しで行います。)

宅配は原則1日1回、朝食、昼食、夕食のいずれかとなります。

利用に際し、申請時等に利用者の生活状態等について聞き取り調査を行います。

※利用を希望される方は、事前に市役所福祉課または市内の相談支援事業所へご相談ください。

#### 対象者

心身の障がい、疾病等のため、調理等日常生活を営むのに支障がある次のいずれかの方

- ①障がい者等のみの世帯で、買い物または食事の調理が困難な方
- ②買い物または食事の調理が困難な障がい者等と同居する18歳未満の方
- ③同居する家族等の支援が受けられない障がい者等

通所等により、安否確認されている日は除外となります。

#### 自己負担額

宅配・安否確認にかかる費用として300円を超えた額および食事代

#### 必要なもの

障がいの内容が証明できるもの(障害者手帳等)

#### 申請・問合せ

福祉課 障がい福祉係：☎ 56-0614 FAX 63-2940

(長久手・北・西・東小学校区にお住まいの方)

長久手市社会福祉協議会障がい者相談支援センター：☎ 64-2333 FAX 64-2337

(南・市が洞小学校区にお住まいの方)

相談支援おかげさん：☎ 41-8807 FAX 76-1830

3

## 豆知識

### ミライロID(スマートフォン用アプリ)

お持ちの各種障害者手帳をアプリに登録できます。登録画面を公共交通機関や施設等で提示することで、割引き等を受けることができます。

※ミライロ IDは株式会社ミライロが提供するスマートフォン用アプリです。詳しくはミライロ IDホームページをご覧ください。



ミライロID  
ホームページ

# 8 いざという時の支援は

急病や事故、災害時など、緊急を要するような事態が起きた場合に、障がいのある方を支援するシステムがあります。

## NET119 システム

聴覚障がい等のある方が、外出先等自宅以外の場所からも携帯電話やスマートフォンにより救急・火事・事故等の緊急通報を行うことができるシステムです。

**対象者** 電話(音声)による119番通報が  
困難な方

**必要なもの** ・申請書  
・登録に使う携帯電話またはスマートフォン

**申請・問合せ** 尾三消防本部 指令課：☎ 38-0119 FAX 38-4119  
メール soumu@bisan-fd.togo.aichi.jp

## 110番アプリシステム・FAX110番

聴覚障がい等のある方が、スマートフォンやFAXを利用して文字や画像で110番通報を行うことができるシステムです。

**対象者** 電話(音声)による110番通報が  
困難な方

**手続き** 愛知警察本部ホームページ  
(<https://www.pref.aichi.jp/police/anzen/110/shougai.html>)  
へアクセスし、手順に従ってください。

**問合せ** 愛知県警察本部：☎ 052-951-1611

## 長久手市避難行動要支援者支援事業(みまもり台帳)

災害時に自力での避難が困難な人・支援を必要とする人に記入いただいた「みまもり台帳」を支援関係者に提供し、災害時に情報が活用されるような体制づくりを目指す事業です。  
災害時だけでなく、平時からの見守りにおいて「みまもり台帳」を活用します。

**対象者** ・支援を受けるために必要な個人情報を支援団体等に提供することおよび個別避難計画の作成に同意した人  
・在宅で生活し、次のいずれかの要件を満たす人  
①65歳以上の一人暮らしの人  
②75歳以上の人のみの世帯  
③身体障害者手帳1級および2級の人(腎臓機能障がい者は3級および4級を含む)  
④療育手帳A判定の人  
⑤精神障害者保健福祉手帳1級の人  
⑥介護認定において要介護3以上で、居宅で生活している人  
⑦上記①～⑥以外の人で、避難支援が必要で登録を希望する人  
(希望する場合は、お問合わせください)  
※対象年齢については、今後見直すことがあります。

**手続き** 登録を希望する場合は、所定の申請書等に必要事項を記入し、福祉政策課へ提出してください。

**申請・問合せ** 福祉政策課 福祉相談係：☎ 56-0639 FAX 63-2940

# 9 税金や公共料金などの減免は

## 所得税・住民税の控除

障がいのある方が、所得税や住民税の納税義務者本人または同一生計配偶者や扶養親族である場合、障害者控除として、一定の金額が所得金額から差し引かれます。

対象者

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を交付された方、または扶養している方

障害者控除額

区分	対象	所得金額から控除される額
障害者	<ul style="list-style-type: none"> <li>身体障害者手帳3級から6級</li> <li>療育手帳B・C判定</li> <li>精神障害者保健福祉手帳2・3級</li> <li>障害者控除対象者認定書をお持ちの方</li> </ul>	所得税 270,000円
		住民税 260,000円
特別障害者	<ul style="list-style-type: none"> <li>身体障害者手帳1・2級</li> <li>療育手帳A判定</li> <li>精神障害者保健福祉手帳1級</li> <li>障害者控除対象者認定書をお持ちの方</li> </ul>	所得税 400,000円
		住民税 300,000円

\* 同一生計配偶者または扶養親族が特別障害者で、同居を常況としている場合は、所得税は750,000円、住民税は530,000円が所得控除されます。

\* 住民税は、障がいのある方本人の合計所得が135万円以下の場合には課税されません。

手続き

年末調整や確定申告等の際に申告してください。

申請・問合せ

〈所得税〉昭和 税 務 署：☎ 052-881-8171

FAX 052-951-4614 (名古屋国税局聴覚障害者等専用ファクシミリ)

〈住民税〉税務課 市民税係：☎ 56-0608 FAX 63-2100

## NHK 受信料の免除

障がいのある方がいる世帯の受信料が減免されます。

対象者

半額免除	<ul style="list-style-type: none"> <li>視覚障がいまたは聴覚障がいの方が世帯主で、受信契約者である世帯</li> <li>身体障害者手帳1・2級、療育手帳A判定、精神障害者保健福祉手帳1級の方が世帯主で、受信契約者である世帯</li> </ul>
全額免除	<ul style="list-style-type: none"> <li>障害者手帳の交付を受けている方が世帯構成員であり、世帯全員が市民税が非課税である世帯</li> </ul>

申請・問合せ

福祉課 障がい福祉係：☎ 56-0614 FAX 63-2940

NHKふれあいセンター(ナビダイヤル)：☎ 0570-077-077 FAX 044-822-0005

障害者手帳を交付された方およびその家族の方には、手帳の区分や等級、所得金額などに応じて税金などが減免される場合があります。

\*手帳を交付されていない方も該当する場合があります。

## ケーブルテレビ加入一時金及び利用料金減免

世帯主が契約者で下記の身体障害者手帳を交付された場合は、減免制度があります。

対象者

- ①視覚、または聴覚障がい者の手帳を交付された方が世帯主で契約者
  - ②肢体不自由(1、2級)の手帳を交付された方が世帯主で契約者
- ※詳細はひまわりネットワーク窓口までお問い合わせください。  
(一部減免の対象とならないプランがあります)

申請・問合せ

福祉課 障がい福祉係：☎ 56-0614 FAX 63-2940  
ひまわりネットワーク：☎0120-210-114(フリーコール) FAX 0565-35-3522

## 自動車税の減免

障がいのある方(障がいのある方が18歳未満または療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を交付された方の場合は、生計を一にする方を含む。)が自動車を購入、所有される場合に、税金の減免を行います。

※生計同一等の証明書の窓口は福祉課となります

手帳の種類(障害の区分)		障がいのある方が運転	障がいのある方と生計を一にする方などが運転	
対象者 身体障害者手帳	視覚障害	1級から4級	1級から4級	
	聴覚障害	2級・3級	2級・3級	
	平衡機能障害	3級	3級	
	音声機能障害	3級(喉頭摘出者のみ)		
	上肢不自由	1級・2級	1級・2級	
	下肢不自由★	1級から6級	1級から3級	
	体幹不自由	1級から3級・5級	1級から3級	
	乳幼児期以前の非進行性 脳病変による運動機能障害	上肢機能	1級・2級	1級・2級
		移動機能★	1級から6級	1級から3級
	・心臓・じん臓・呼吸器・小腸 ・ぼうこう・直腸機能障害・肝臓機能障害	1級・3級・4級	1級・3級	1級・3級
		2級は肝臓機能障害のみ	2級は肝臓機能障害のみ	2級は肝臓機能障害のみ
	免疫機能障害	1級から4級	1級から3級	
	療育手帳		A判定	
精神障害者保健福祉手帳		1級		

\*自動車の所有者は、障がいのある方本人に限ります。

(障がいのある方が18歳未満、知的障がい者および精神障がい者の場合は、生計を一にする者でも可)

\*障がいのある方1人につき1台のみ減免を受けることができます。

\*身体障がい2つ以上ある場合、減免の対象になるかどうかについてはそれぞれの等級で判断します。

\*★印の障がいの等級が7級であり、他の障がいを有することにより身体障害者手帳の交付を受けている方については、障がいの等級を6級とみなします。

\*課税額が減免額の上限を超えた場合、その差額については納税が必要になります。

必要なもの

- ・障害者手帳 ・車検証 ・運転免許証
  - ・マイナンバーカード など
- \*生計を一にする方などが運転する場合は、他にも必要書類があります。

申請・問合せ

福祉課 障がい福祉係：☎ 56-0614 FAX 63-2940  
〈自動車税〉名古屋南部県税事務所：☎ 052-682-8924 FAX 052-682-8910  
〈軽自動車税〉長久手市役所税務課 市民税係：☎ 56-0608 FAX 63-2100

# 10 交通に関する助成などは

## N-バス利用の割引

障がいのある方等がN-バスを利用するとき、本人と付き添いの方1人の運賃が無料になります。

対象者

- ①身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、被爆者健康手帳を交付された方と付き添いの方1人
  - ②介護保険法による介護認定者(要支援者含む)と付き添いの方1人
- ※市内在住の75歳以上の方は申請手続により無料になります。

割引額

無 料

手続き

- ①の方は  
降車の際に障害者手帳または無料乗車券を提示してください。  
\* 障害者手帳(被爆者健康手帳を除く)の代替としてマイナポータル連携されたミライID(スマートフォンアプリ)に限り、ご利用いただけます。
- ②の方は  
降車の際に無料乗車券を提示してください。  
\* 無料乗車券については、市役所福祉課、長寿課または安心安全課窓口で申請の上、交付を受けてください。(郵送申請可)



ミライID  
ホームページ

申請・問合せ

安心安全課 交通防犯係：☎ 56-0611 FAX 63-6585

## 長久手市障がい者タクシー料金助成

市内に居住する障がいのある方がタクシーを利用するとき、運賃の一部を助成する、長久手市発行のタクシーチケットを交付します。

対象者

- ・身体障害者手帳1～3級(3級は下肢または体幹障がい)を交付された方
- ・療育手帳A・B判定を交付された方
- ・精神障害者保健福祉手帳1・2級を交付された方

助成額

- 一乗車上限650円。年間52枚利用可能。
- \* 利用可能なタクシー会社が決まっていますのでご注意ください。
- \* ホームページ内のフォームから電子申請が可能です。



ホームページ

必要なもの

- ・申請書 ・障害者手帳

申請・問合せ

福祉課 障がい福祉係：☎ 56-0614 FAX 63-2940

## 障がい者タクシー運賃割引制度

障がいのある方がタクシーを利用するとき、運賃を割引します。

対象者

身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳を交付された方(タクシー会社によって異なります)

割引額

メーター料金の1割  
\* タクシー料金助成との併用もできます。

手続き

運賃を支払う際に、手帳を提示してください。

申請・問合せ

各タクシー会社

障がいの種別や程度により、バス・電車・旅客機等の運賃などが割引になる場合があります。詳しくは、各交通機関にお問い合わせください。

## 福祉有償運送

社会福祉法人やNPO法人等が、通常の公共交通手段では移動が困難な障がい者や高齢者等の登録会員に対して行う個別移送サービスです。

**対象者** 対象者・料金等の事業内容は各事業主で異なりますので、事業者にお問い合わせください。

申請・問合せ

事業者名：社会福祉法人 むそう ☎ 62-5808 FAX 62-5809  
 事業所名：特定非営利活動法人 百千鳥(ももちどり) ☎ 56-8672 FAX 56-8671  
 事業者名：特定非営利活動法人 つづら ☎ 78-2043 FAX 57-9688

## リコモ運賃の割引

障がいのある方がリコモを利用するとき、割引が適用されます。

**対象者** 第1種身体障がい者、第1種知的障がい者、精神障害者手帳1級(顔写真付)を交付された方と付き添いの方1人

**割引額**

介護者と同伴の場合に限り、障がい者及び介護者の運賃を5割引

※障がいのある方が1人で乗車されるときは割引の対象になりません。

申請・問合せ

愛知高速交通株式会社：☎ 61-4781 FAX 61-6221

## 名鉄バスの割引

障がいのある方が名鉄バスを利用するとき、割引が適用されます。

**対象者** 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を交付された方  
 ※割引を受けるためには手帳の掲示が必要です。  
 詳しくはHPをご確認ください。

**割引額**

身体障害者手帳・療育手帳「旅客鉄道株式会社運賃減額」種別	1種	2種
精神障害者保健福祉手帳 障害等級	1級および2級	3級
普通旅客運賃 回数券旅客運賃	ご本人	5割引
	付き添いの方	5割引
定期旅客運賃 (大人のみ)	ご本人	3割引
	付き添いの方	3割引

申請・問合せ

名鉄バスお客さまセンター：☎ 0570-02-5151

## JR 各社旅客運賃等の割引

身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者およびその介護者がJR各社の経営する鉄道、航路、自動車道および連絡運輸の取扱いをする会社線を乗車船する場合に、運賃等が割引されます。

### 対象者

身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳を交付された方と付き添いの方1人

※乗車券の購入時に手帳の掲示が必要です。

※手帳の状態によっては割引を受けられないことがあります。

### 割引額

区分	条件・割引率など
普通乗車券	・第1種、第2種のご本人が単独で片道100kmを超え乗車する場合 <b>5割引</b> ・第1種の方が付き添いの方同伴で乗車する場合 <b>5割引</b>
定期乗車券	・第1種、満12歳未満の第2種の方が付き添いの方同伴で乗車する場合 <b>5割引</b>
回数乗車券 急行券	・第1種の方が付き添いの方同伴で乗車する場合 <b>5割引</b>

申請・問合せ

JR 各社

## 名鉄運賃の割引

JR各社運賃等の割引制度に準じて、運賃割引の制度があります。

※事前に確認のうえご利用ください。

### 対象者

身体障害者手帳または療育手帳を交付された方と付き添いの方1人(JR各社に準じる)

申請・問合せ

名鉄各社

## 航空旅客運賃の割引

障がいのある方及びその介護者が定期航空路線の国内線区間を利用する場合に、航空旅客運賃が割引される制度があります。詳しくは各航空会社でご確認ください。

### 対象者

12歳以上の身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳(顔写真付)を交付された方と付き添いの方1人

申請・問合せ

各航空会社支店・営業所または指定代理店

## 有料道路割引制度

障がいのある方が有料道路を利用するとき、通行料の割引を行います。  
令和5年3月27日からETC無線通行しない場合、レンタカー、タクシー等で割引を受けられるようになりました。

### 対象者

身体障害者手帳または療育手帳1種を交付された方  
\* 旅客鉄道株式会社運賃減額の種別が2種の方は、本人運転のみです。  
\* 療育手帳の旅客鉄道株式会社運賃減額の種別が2種の方は対象となりません。

### 注意事項

・ ETC無線通行する場合に登録できる車は1台に限られています。  
・ 車の所有者は、本人または親族（ローン・長期リースの場合は使用者が本人または親族）  
・ 障がいのある方などの勤務する会社の車（自営含む。）は認められません。

### 割引額

通常料金の5割  
\* ETCを利用しない場合は料金所で手帳を提示してください。

### 有効期限

本人の2回目の誕生日または、手帳の次回更新日いずれか早い方  
\* 更新手続きは有効期限の2か月前からできます。

### 必要なもの

・ 障害者手帳（身体障害者手帳・療育手帳の両方を交付された方は両方お持ちください。）  
・ 車検証 ・ 免許証\*（旅客鉄道株式会社運賃減額の種別が2種の方）  
※ETC無線通行しない場合、車検証は不要です。  
〈ETCを利用する場合は以下のものも必要になります〉  
・ ETCカード\*  
・ ETC車載機セットアップ申込書・証明書\*  
※更新時に変更がない場合は不要です。

### 申請・問合せ

福祉課 障がい福祉係： ☎ 56-0614 FAX 63-2940

『マイナポータルへの利用者登録』および『マイナポータルアプリ』への登録が完了している方につきましてはETC登録・更新等に限りQRコードからオンラインによる申請が可能です。



## 身体障害者自動車運転免許取得費の助成

身体障がいのある方が運転免許を取得した場合、かかった費用の一部を助成します。

### 対象者

身体障害者手帳を交付された方で、自ら運転する方  
\* 詳しくはお問い合わせください。

### 助成額

実際にかかった費用の3分の2以内  
（上限100,000円）

### 必要なもの

・ 申請書 ・ 障害者手帳 ・ 免許証 ・ 領収書 ・ 請求書  
\* 運転免許を取得してから6か月以内に申請してください。

### 申請・問合せ

福祉課 障がい福祉係： ☎ 56-0614 FAX 63-2940

## 身体障害者自動車改造費の助成

身体に障がいのある方が自動車に乗る際、運転しやすいように改造するための費用の一部を助成します。\*対象者自らが所有する車に限ります。

**対象者** 身体障害者手帳を交付された方で「免許の条件」が付されている方  
**助成額** 上限100,000円  
 ※所得制限があります

**必要なもの** ・申請書 ・障害者手帳 ・免許証 ・見積書 など  
 ※必ず改造する前に申請の手続きを行ってください。改造後の申請は対象になりません。

申請・問合せ ▶ 福祉課 障がい福祉係： ☎ 56-0614 FAX 63-2940

## 駐車禁止等除外指定車標章

歩行が困難な障がいのある方が自ら運転するときまたは家族が運転する車に同乗するとき、駐車禁止の指定がされている場所でも、やむを得ない場合は他の交通の妨げにならない限り駐車することができます。

手帳の種類(障害の区分)		障がいのある方が運転	
対象者 身体障害者手帳	視覚障害	1級から4級の1【4級の2】	
	聴覚障害	2級または3級	
	平衡機能障害	3級	
	上肢不自由	1級、2級の1または2級の2	
	下肢不自由	1級から4級(下肢不自由5級の障がいを2以上有している方)	
	体幹不自由	1級から3級	
	乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害	上肢機能 移動機能	1級または2級(－上肢のみの運動機能障害は除く。) 1級または2級【3級または4級】
	心臓機能障害	1級または3級【4級】	
	じん臓機能障害	1級または3級	
	呼吸器機能障害	1級または3級【4級】	
	ぼうこう、または直腸機能障害	1級または3級	
	小腸機能障害	1級または3級	
	肝臓機能障害	1級から3級	
	免疫機能障害	1級から3級【4級】	
	療育手帳	A判定	
精神障害者保健福祉手帳	1級		
小児慢性特定疾患児手帳	色素性乾皮症の認定を受けている方		

\*【 】内の等級で、新規に申請される方は指定医の意見書・診断書が必要です。

\*上記の交付基準以外の方でも、指定医が歩行困難により社会での日常生活活動が著しく制限されると認めた場合は、指定医の意見書・診断書を添付することで申請が可能です。

**必要なもの** ・障害者手帳 など

申請・問合せ ▶ 愛知警察署交通課： ☎ 0561-39-0110 FAX 39-2900

# 11 就労の際の支援は

様々な機関で障がいのある方の就労についての相談や支援などを行っています。お気軽にご相談、お問い合わせください。

## 障がい者就業・生活支援センター

職業生活における自立を図るため、就業やこれに伴う日常生活および社会生活上の支援を必要とする障がいのある方に対し、雇用・保健・福祉・教育等の関係機関と連携を図りながら、身近な地域において必要な指導・助言などの支援を行っています。

相談・問合せ

尾張東部障がい者就業・生活支援センターアクト

〒465-0065 名古屋市名東区梅森坂 3-3607 ☎ 052-709-3891 FAX 052-709-3892

## 公共職業安定所(ハローワーク)

就職を希望する障がいのある方の専門的な支援を担当する専門援助部門(4番窓口)があり、求人検索や就職相談、職業紹介を行っています。

相談・問合せ

名古屋東公共職業安定所(専門援助部門)

〒465-8609 名古屋市名東区平和が丘 1-2

☎ 052-774-1115 (部門コード) 43#

## 障害福祉サービス



詳しくは、12 ページをご覧ください



### 豆知識

#### 耳マーク

聞こえが不自由なことを表す、国内で使用されているマークです。聴覚障がい者は見た目には分からないために、誤解されたり、不利益をこうむったり、社会生活上で不安が少なくありません。このマークを提示された場合は、相手が「聞こえない」ことを理解し、コミュニケーションの方法への配慮について御協力をお願いします。

#### 聴覚障害者標識

聴覚障がいであることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークで、マークの表示については、義務となっています。危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により交通違反となります。



# 12 成年後見制度とは

物事を判断する能力が十分でない方の財産の管理や、福祉サービスの契約を本人に代わって行うなど、本人を法律的に支援する制度「成年後見制度」が利用できます。

## 成年後見制度

認知症、知的障がい、精神障がいなどによって物事を判断する能力が十分でない方について、本人の権利を守る援助者(成年後見人等)を選ぶことで、本人を法律的に支援する制度です。大きく分けると、「法定後見制度」と「任意後見制度」の2つがあります。

**法定後見制度** すでに判断能力が不十分な方に代わって、法律行為をしたり契約を取り消したりすることができる制度です。本人の判断能力に応じて「後見」「保佐」「補助」の3つのタイプがあります。

〈後見〉常に判断能力を欠いている方

〈保佐〉判断能力が著しく不十分な方

〈補助〉判断能力が不十分な方

**任意後見制度** 将来、判断能力が不十分となった場合に備えて、誰にどのような支援をしてもらうかをあらかじめ契約により決めておく制度です。

### 後見人の仕事

- ・本人の資産状況、収支予定を把握し今後の生活プランを立てます。
- ・預貯金や現金、不動産などの資産管理や日常生活の金銭管理を行います。
- ・本人の意思を尊重して、その実現のために必要な福祉サービスの契約などを行います。
- ・施設への入所契約などを本人に代わって行い、サービスが適切に行われているかチェックします。

## 尾張東部権利擁護支援センター「あすライツ」

尾張東部権利擁護支援センター「あすライツ」は、判断能力が不十分な認知症の高齢者、知的障がい・精神障がいがある方の財産や権利を守るため、成年後見制度の利用に関する相談や家庭裁判所への申立てに関する手続き支援、助言などを無料で行っています。

### 電話相談 ・ 面談相談

平日(月～金)の午前9時～午後5時  
 ※土、日、祝日、年末年始(12月29日～1月3日)は休み  
 ※面談相談は電話予約が必要です。  
 ※センターへの来所相談のほか、希望の場所への訪問相談も可能です。

### 巡回相談

毎月第4木曜日(祝日の場合はその前日)に長久手市役所で、相談を受け付けています。  
 時間帯は①9:30～10:15 ②10:30～11:15 ③11:30～12:15です。  
 ※電話予約が必要です。  
 変更・中止となる場合がありますので、必ず事前にご連絡ください。

### 所在地・連絡先

〒470-0136 日進市竹の山四丁目 301 番地 日進市障害者福祉センター内  
 ☎ 75-5008 FAX 75-5088

# 13 お困りの際の相談先は

サービスについての相談や心のケアなど、様々な機関で相談や手続きを行っています。お気軽にご相談・お問い合わせください。

## 長久手市役所

〒480-1196 長久手市岩作城の内60番地1 ☎63-1111 FAX63-2100

福祉課	障害者手帳、障害者手当、福祉サービスなどの相談・手続きを行います。	障がい福祉係 保護係	☎ 56-0614 ☎ 56-0640
長寿課	高齢者サービスや介護保険などの相談・手続きを行います。	いきいき長寿係 介護保険係	☎ 56-0631 ☎ 56-0613
子ども家庭課	発達相談、母子保健サービスなど子育てに関する相談・手続きを行います。	家庭係 療育支援係 母子保健係	☎ 56-0633 ☎ 62-8812 ☎ 56-0210
子ども未来課	保育園、児童館、ながくてひろば（児童クラブ、放課後子ども教室）などの相談・手続きを行います。	保育係 児童係	☎ 56-0615 ☎ 56-0616
保険医療課	医療費や年金などの相談・手続きを行います。	医療係 国保年金係	☎ 56-0617 ☎ 56-0618
健康推進課	成人対象の健診や予防接種、精神保健などの相談・手続きを行います。		☎ 63-3300
手話通訳窓口	聴覚または言語に障がいのある方が窓口にお越しの際、手話通訳をします。 福祉課 障がい福祉係 毎週 月・火・木曜日 9:30～16:30 (12:00～13:00を除く)		

## 障がいのある人のための相談窓口

障がいのある方や、難病患者の福祉に関する相談に応じ、必要な情報の提供、助言等を行い、日常生活を総合的に支援します。

長久手・北・西・東小学校区にお住まいの方

長久手市社会福祉協議会  
障がい者相談支援センター

長久手市前熊下田171番地  
☎ 64-2333 FAX 64-2337

Mail shogaisoudan@hm.aitai.ne.jp

南・市が洞小学校区にお住まいの方

相談支援おかげさん

長久手市岩作平子34番地1 レジデンス千代萬1階  
☎ 41-8807 FAX 76-1830

Mail sodan@momochidori.jp

## 尾張東部権利擁護支援センター「あすライツ」

〒470-0136 日進市竹の山四丁目301番地 ☎ 75-5008 FAX75-5088

認知症や障がいなどにより、判断能力が不十分な方を支援する成年後見制度に関する相談や支援を行います。

受付時間(平日) 9:00～17:00  
<https://owaritoubu-kouken.net/>

## あいち医療的ケア児支援センター

〒480-0392 春日井市神屋町713番地8 (医療療育総合センター)

地域支援課	医療的ケアの必要なお子さんとそのご家族が、地域で安心して生活できるようお手伝いします。	☎ 0568-88-0811(代表) 内線 4149
-------	---	-------------------------------

## 愛知県中央児童・障害者相談センター

〒460-0001 名古屋市中区三の丸2丁目6番地1

障害者相談課	身体障害者手帳・療育手帳(18歳以上)の交付、補装具の判定等の事務を行っています。	☎ 052-961-7253 FAX 052-950-2355
児童相談課	18歳未満のお子さんの療育、および発達に関する相談に応じています。	☎ 052-961-7253 FAX 052-950-2355

## 瀬戸保健所

〒489-0808 瀬戸市見付町38番地1 ☎ 82-2196 FAX 82-9188

難病に関すること、精神保健および精神障がい者の福祉に関することを行っています。	総合相談 ☎ 21-1699
---	----------------

## あいち発達障害者支援センター

〒480-0392 春日井市神屋町713番地8(医療療育総合センター)

関係機関と連携し、発達障がいのある方たちが地域で安心して生活できるようお手伝いします。	電話相談専用 問合せ・相談予約等	☎ 0568-88-0849 ☎ 0568-88-0811 FAX 0568-88-0964
---	---------------------	--

## 税金・年金に関する窓口

昭和税務署	〒467-8510 名古屋市瑞穂区瑞穂町字西藤塚1番地4	ナビダイヤル 0570-00-5901 ☎ 052-881-8171 FAX 052-951-4614 <small>(名古屋国税局 聴覚障害者等専用ファクシミリ)</small>
名古屋南部 県税事務所	〒456-8558 名古屋市熱田区森後町8番22号	自動車税に 関すること ☎ 052-682-8924 FAX 052-682-8910
瀬戸年金事務所	〒489-8686 瀬戸市共栄通4丁目6	☎ 83-2412 FAX 83-4811

## 各種相談窓口

※祝日・年末年始を除く

名 称	内 容	日 時
生活困窮者相談 〈社会福祉協議会 ☎ 62-4700〉 FAX 64-3838	経済的に困窮している方の抱えている問題を整理し、関係機関と連携して、自立の支援を行います。	火曜日～土曜日 9:00～16:00 要予約
こころの相談室 〈健康推進課 ☎ 63-3300〉 FAX 63-1900	不安や生きづらさを感じるなど、こころの悩みを抱えている人、その家族、その他精神保健福祉に関する相談を受けます。	月曜日～金曜日 9:00～16:00 要予約
5歳児すこやか発達相談 〈子ども家庭課 ☎ 56-0210〉 母子保健係 FAX63-2100	5歳のお子さんの発達についての相談を受けます。	要予約
就学相談 〈教育総務課 ☎ 56-0626〉 FAX 62-1451	小学校就学に向けてのご心配や学びの場についての相談を受けます。	月曜日～金曜日 8:30～17:15 要予約
こどもの発達相談室 〈相談ダイヤル ☎ 62-8812〉 FAX 62-8834	お子さんの発達についての相談を受けます。	要予約
	医療的ケア児等コーディネーターとして、医療的ケア児等が地域で安心して暮らせるよう、各種サービスや支援へつなぎます。	月曜日～金曜日 9:00～17:00
保健師による相談・家庭訪問 〈子ども家庭課 ☎ 56-0210〉 母子保健係 FAX63-2100	お子さんのことで気になること（子育て・発育・発達など）の相談を受けます。	月曜日～金曜日 9:00～16:00 要予約
人権相談 〈法務局 みんなの人権110番〉 ☎0570-003-110	高齢者、障がい者、女性、子ども等の人権相談を受けます。	平日 8:30～17:15
一般相談 〈地域共生推進課 ☎ 56-0551〉 FAX 63-2100	個人や世帯の抱える悩みごと・困りごとなどについて相談を受けます。ご相談の内容によっては、専門機関へおつなぎしたり必要な調整等を行います。	月曜日～金曜日 8:30～17:15
法律相談 〈地域共生推進課 ☎ 56-0551〉 FAX 63-2100	相続、契約、金融トラブル、各種法的手続きなどの相談を受けます。	第4木曜日 13:00～16:00 要予約
司法書士相談 〈地域共生推進課 ☎ 56-0551〉 FAX 63-2100	登記、相続、成年後見などの相談を受けます。	第1木曜日 13:00～16:00 要予約
消費生活相談 〈消費生活センター ☎ 64-6503〉 FAX 63-2100	消費生活におけるトラブルなどの相談を受けます。※相談は、午前は11時30分、午後は3時30分が最終受付となります。	月曜日 9:00～12:00 火・水・金曜日 10:00～16:00
福祉のなんでも相談 〈社会福祉協議会 ☎ 62-4700〉 FAX 64-3838	「誰に相談したらいいかわからない」ことなど、なんでも相談員(CSW)がお話を伺い、必要に応じて専門機関へつなぎます。	原則 火曜日～日曜日 9:00～16:00
若年性認知症コールセンター 認知症介護研究・研修大府センター ☎ 0800-100-2707 メールフォーム <a href="https://y-ninchisyotel.net">https://y-ninchisyotel.net</a>	若年性認知症についての相談を受けます。	月・火曜日及び木～土曜日 午前10時～午後3時 水曜日 午前10時～午後7時 (日、祝日、年末年始は休み)

# 14 地域の相談員さんは

〈民生委員・児童委員〉

No.	小学校区	担当地区	氏名
1	北	下川原の一部	楠元 文男
2	北	櫛木、下山の一部	寺島 美幸
3	北	下川原の一部、下山の一部、西原山の一部(セントアース、セントハート藤が丘、ライオンズ藤が丘リビオガーデンズ以外)、原山	寺島 修
4	北	西原山の一部(セントアース、セントハート藤が丘、ライオンズ藤が丘リビオガーデンズ)、東原山の一部(セントアイナ藤が丘)	和田 一則
5	北	中川原、上川原の一部	椿野 純治
6	北	上川原の一部	細萱 貞子
7	北	南原山の一部(宝藤ヶ丘ハイツ以外)、東原山の一部(セントアイナ藤が丘、ライオンズマンション藤ヶ丘ガーデン以外)、平池の一部	山口 恵子
8	北	東原山の一部(ライオンズマンション藤ヶ丘ガーデン)	喜多 純子
9	北	平池の一部	玉井 祐子
10	北	南原山の一部(宝藤ヶ丘ハイツ)、荒田	壁谷 豊吉
11	北	東原の一部、池田、西原、草掛、岩作浮江の一部	川本 智子
12	北	段の上	野田 理吉
13	北	鴨田	熊谷美喜子
14	北	原邸、山桶	手塚 友子
15	北 一部西	野田農、仲田の一部	村越 貴行
16	北	東原の一部、岩作高山、岩作西浦の一部、岩作隅田、岩作北山、岩作浮江の一部、岩作下田	服部 昭和
17	北	岩作西浦の一部、岩作下島、岩作落合、岩作長茂、岩作石田の一部	浅井 孝之
18	西	塚田の一部、平池の一部	寺島 幸夫
19	西	塚田の一部	佐藤 厚子
20	西	五合池の一部	倉知 悦子
21	西	五合池の一部	植田 稔
22	西	桜作	大島 佳恵
23	西	仲田の一部、西浦	伊藤 謙治
24	西	作田一丁目	吉田 清光
25	西	作田二丁目	藪本 直美
26	西	打越	佐原 広之
27	西	久保山	山本 和代
28	市が洞	熊田	藤内美也子
29	市が洞	井堀の一部	山口チカコ
30	市が洞	井堀の一部	瀬長 正義
31	市が洞	蟹原の一部	水野美々子
32	市が洞	蟹原の一部	福祉政策課までお問い合わせください。
33	市が洞	根の神の一部	福祉政策課までお問い合わせください。
34	市が洞	根の神の一部	菅野たえ子
35	市が洞	卯塚一丁目、卯塚二丁目、根嶽、市が洞一丁目、市が洞二丁目、市が洞三丁目、片平一丁目、片平二丁目	米田 由美
36	市が洞	丁子田の一部、片平	丹羽さやか
37	市が洞	丁子田の一部	長坂 昌子
38	南	長配三丁目、菖蒲池	戸田はつる
39	南	長配一丁目	福祉政策課までお問い合わせください。
40	南	長配二丁目	井上みゆき
41	南	山野田の一部	山口 京子
42	南	山野田の一部	浅井 浩
43	南	杵ヶ池	落合 衣里
44	南	喜婦嶽	福祉政策課までお問い合わせください。

民生委員は、生活に困っている方、障がいのある方、児童、高齢者、ひとり親家庭などで、いろいろな悩みをもっている方々の相談相手となり、また地域住民と関係行政機関とを結ぶパイプ役として、地域住民の福祉の向上に努めます。また児童委員も兼ねています。人権擁護委員は、法務局と連携して、地域の皆さんから人権相談を受け、問題解決のお手伝いをしたり、人権侵害の被害者を救済したり、地域の皆さんに人権について関心を持ってもらえるような啓発活動を行っています。

No.	小学校区	担当地区	氏名
45	南	砂子	岩田 真弓
46	南	山越、横道の一部、よし池 福祉政策課までお問い合わせください。	
47	南	氏神前、戸田谷	山田 卓次
48	南	東狭間、城屋敷の一部	金井 令子
49	南	城屋敷の一部	中村 紀子
50	南	武蔵塚	足立 文子
51	長久手	宮脇、東浦	青山 向美
52	長久手	坊の後	阪上由美子
53	長久手	富士浦	川瀬美津子
54	長久手	香桶、仏が根、先達	福岡 佳子
55	長久手	勝入塚、下権田、丸根、菅池、大久手、横道の一部、深田、棒振、中池	青山 師子
56	長久手	岩作権代、岩作権田、岩作中権代	梅村 菊枝
57	長久手	岩作向田、岩作向畑、岩作蛇洞、岩作桃ノ木洞、岩作折戸ヶ平	浅井 敦子
58	長久手	岩作元門、岩作壁ノ本、岩作東島、岩作高根前、岩作狐洞	福岡八重子
59	長久手	岩作東中、岩作宮前、岩作城の内、岩作早稲田、岩作南島	高木 直子
60	長久手	岩作中島、岩作中脇、岩作平子	樋口ひろみ
61	長久手	岩作溝添、岩作長池、岩作中縄手	浅井美智江
62	長久手	岩作欠花、岩作石田の一部、岩作藪田、岩作西島、岩作五反田、岩作寺山、岩作平地、岩作八瀬ノ木、岩作塚本	浅井 文子
63	長久手	岩作泥亀首、岩作宮後、岩作白針、岩作雁又、岩作丸根、岩作酉立花、岩作中立花	貝川 恭則
64	長久手	岩作夷山、岩作井戸ヶ根、岩作申立花、岩作色金、立花	石井 初美
65	東	真行田、岩廻間、北浦、溝之杖	吉田 真砂
66	東	郷前、中井、杵ノ洞、松杵、東田、平地、東山、福井	木村 和子
67	東	岩作高根、岩作内万場、岩作大根、前熊下田、前熊溝下、前熊志水、前熊広面、前熊西脇、前熊根ノ原、前熊根ノ上	與語ひとみ
68	東	前熊橋ノ本、前熊前山、前熊堀越、前熊寺田、前熊原山、前熊中井、前熊一ノ井	水野 道子
69	東	前熊一ノ井の一部	白羽根勇人
70	東	茨ヶ廻間、東平地、馬堤、早稲田、下田、小稲葉、榎ノ下、観音堂、杵ヶ根、汐見坂、助六、大日、蛭子、小深、申平、熊張深田、段留、阿畑、雨堤、神門前、堂脇、鯉ヶ廻間、広田、葎ヶ廻間、中屋、神明、北熊	近藤ひな子
71	東	石場、丸山	木下 弥生
72	東 一部長久手	岩作琵琶ヶ池、岩作下堀越、岩作長鶴、岩作中根、岩作中根原、岩作床寒、岩作福井、岩作寺田、岩作三ヶ峯の一部(県農業総合試験場側)	加藤 千恵
73	東	岩作三ヶ峯の一部(愛・地球博記念公園側)	今井とも子
74	東	岩作三ヶ峯の一部(パークサイドヒルズ)	安藤 英樹

## 〈主任児童委員〉

区分	担当地区	氏名
主任児童委員	北中学校区	藤倉須美恵
主任児童委員	北中学校区	岩井由美子
主任児童委員	南中学校区	小島いさ子
主任児童委員	南中学校区	大谷 裕子
主任児童委員	長久手中学校区	中野久美代
主任児童委員	長久手中学校区	渡邊 明実

## 〈人権擁護委員〉

区分	担当地区	氏名	連絡先
人権擁護委員	市内全域	青山 八郎	福祉政策課 地域福祉係 電話 56-0553 FAX 63-2940
人権擁護委員	市内全域	近藤 巻江	
人権擁護委員	市内全域	堀田 仁	
人権擁護委員	市内全域	堀田まゆみ	
人権擁護委員	市内全域	渡邊 操	
人権擁護委員	市内全域		

# 15 地域の公共施設などは

## 〈市内の施設〉

名 称	郵便番号	所 在 地	電話番号
長久手市福祉の家(福祉避難所)(注)	480-1102	長久手市前熊下田 171 番地	64-6500
尾三消防本部 長久手消防署	480-1103	長久手市岩作長池 51 番地	62-0119
長久手市保健センター	480-1196	長久手市岩作城の内 101 番地 1	63-3300
上郷保育園	480-1102	長久手市前熊前山 173 番地 2	62-3173
色金保育園	480-1103	長久手市岩作中島 13 番地	62-0136
長湫東保育園	480-1123	長久手市東狭間 703 番地	62-0033
長湫西保育園	480-1153	長久手市作田二丁目 1701 番地	62-1665
長湫北保育園	480-1165	長久手市鴨田 1001 番地 2	62-2930
長湫南保育園	480-1112	長久手市砂子 1204 番地	64-3733
市が洞保育園	480-1147	長久手市市が洞一丁目 401 番地	64-5620
アスクはなみずき保育園	480-1167	長久手市仲田 1609 番地	64-5161
アートチャイルドケア長久手保育園	480-1158	長久手市東原山 46 番地 101	65-0124
アインながくて保育園	480-1164	長久手市山桶 117 番地	62-4158
てとろ北保育園	480-1182	長久手市池田 61 番地 4	76-0678
ALL4KIDS ナーサリースクール長久手	480-1147	長久手市市が洞二丁目 801 番地	56-2860
コロポックル長久手保育園	480-1168	長久手市坊の後 1418 番地	61-3307
長久手小学校	480-1103	長久手市岩作中縄手 40 番地 1	62-0002
西小学校	480-1152	長久手市打越 901 番地	62-2936
東小学校	480-1102	長久手市前熊前山 174 番地	62-4353
北小学校	480-1182	長久手市池田 77 番地	62-9292
南小学校	480-1117	長久手市喜婦嶽 702 番地	63-2272
市が洞小学校	480-1147	長久手市市が洞一丁目 1203 番地	64-2000
長久手中学校	480-1103	長久手市岩作平子 38 番地	62-0009
南中学校	480-1114	長久手市長配二丁目 1901 番地	62-9191
北中学校	480-1181	長久手市東原 80 番地 1	64-2366
教育支援センター(N-ハウスあい)	480-1103	長久手市岩作城の内 103 番地	62-4545
長久手市子育て支援センター	480-1103	長久手市岩作城の内 99 番地	56-0638
(ファミリー・サポート事務所)			64-5280
家庭児童相談室(子ども家庭課)	480-1196	長久手市岩作城の内 60 番地 1	63-9500
こどもの発達相談室(子ども家庭課)	480-1102	長久手市前熊前山 173 番地 3	62-8811
長久手市青少年児童センター	480-1103	長久手市岩作中島 7 番地 1	62-1712
長久手西児童館	480-1151	長久手市久保山 2110 番地	61-1500
長久手南児童館	480-1114	長久手市長配二丁目 1003 番地	63-5666
上郷児童館	480-1102	長久手市前熊前山 173 番地 3	62-0801
長久手北児童館	480-1162	長久手市段の上 2901 番地	62-5680
市が洞児童館	480-1147	長久手市市が洞一丁目 401 番地	64-5621
楓老人憩の家	480-1123	長久手市東狭間 405 番地	
茜老人憩の家	480-1152	長久手市打越 1104 番地	

## 福祉に関する地域の官公署や公共施設などを一覧表にしました。

名 称	郵便番号	所 在 地	電話番号
色金老人憩の家	480-1103	長久手市岩作南島 50 番地	
睦老人憩の家	480-1326	長久手市助六 761 番地	
老人憩の家「椿荘」	480-1103	長久手市岩作石田 136 番地	
老人憩の家「永和荘」	480-1302	長久手市杣ノ洞 2330 番地 1	
老人憩の家「さつき荘」	480-1102	長久手市前熊前山 14 番地 1	
長久手市シルバー人材センター	480-1103	長久手市岩作城の内 98 番地	62-9100
長久手市高齢者生きがいセンター	480-1103	長久手市岩作城の内 98 番地	62-9100
長久手市社会福祉協議会	480-1102	長久手市前熊下田 171 番地	62-4700
長久手市社会福祉協議会地域包括支援センター	480-1102	長久手市前熊下田 171 番地	64-1155
長久手市ボランティアセンター	480-1102	長久手市前熊下田 171 番地	61-3434
愛知たいよの杜地域包括支援センター	480-1152	長久手市打越 2023 番地	64-5174
名古屋文化キンダーホルト	480-1103	長久手市岩作琵琶ヶ池 50 番地 1	62-4728
岩作交番	480-1103	長久手市岩作城ノ内 100 番地	39-0110
長久手交番	480-1171	長久手市西浦 501 番地	39-0110
長久手南交番	480-1147	長久手市市が洞一丁目 1408 番地	39-0110
愛知医科大学病院	480-1195	長久手市岩作雁又 1 番地 1	62-3311
長久手温泉 ござらっせ	480-1102	長久手市前熊下田 170 番地 1	64-3511

## 〈県内の施設〉

名 称	郵便番号	所 在 地	電話番号
愛知警察署	470-0155	東郷町白鳥二丁目 1 番地 8	0561-39-0110
公立陶生病院	489-8642	瀬戸市西追分町 160 番地	0561-82-5101
瀬戸保健所	489-0808	瀬戸市見付町 38 番地 1	0561-82-2196
愛知県庁	460-8501	名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 2 号	052-961-2111
愛知県尾張福祉相談センター	460-0001	名古屋市中区三の丸二丁目 6 番 1 号	052-961-7211
日本年金機構 瀬戸年金事務所	489-8686	瀬戸市共栄通 4 丁目 6	0561-83-2412
名古屋東公共職業安定所	465-8609	名古屋市長東区平和が丘 1 丁目 2	052-774-1115
昭和税務署	467-8510	名古屋市瑞穂区瑞穂町字西藤塚1番地の4	052-881-8171
愛知県名古屋南部県税事務所	456-8558	名古屋市熱田区森後町 8 番 22 号	052-682-8920
愛知県後期高齢者医療広域連合	461-0001	名古屋市東区泉一丁目 6 番 5 号国保会館北館 3 階	0570-011-558
尾張東部障がい者就業・生活支援センター アクト	465-0065	名古屋市東区梅森坂三丁目 3607 番地	052-709-3891
尾張東部権利擁護支援センター「あすライツ」	470-0136	日進市竹の山四丁目 301 番地	0561-75-5008

## 〈福祉避難所〉

名 称	郵便番号	所 在 地	電話番号
長久手市福祉の家(注)	480-1102	長久手市前熊下田 171 番地	64-6500

(注) 福祉避難所とは、災害時に必要に応じて開設される避難所です。福祉の家では、一般の避難所での生活が困難な障がい者など、避難生活に特別な配慮が必要な方の受入れを優先します。

# 16 自分が受けられるサービスは

施策内容 対象者	手 当							サ ー ビ ス		医 療					
	市障害者手当	県在宅重度障害者手当	特別障害者手当	障害児福祉手当	特別児童扶養手当	児童扶養手当	県市 遺児手当	障害福祉サービス	地域生活支援事業	障害者医療費支給制度	後期高齢者福祉医療費支給制度	母子・父子家庭医療費支給制度	満65歳以上の一部の障がい者		
身体障がい者(児)	視覚障がい	1	○	○	△	△	○	△	△	○	○	○	○	△	○
		2	○	○	△	△	○	△	△	○	○	○	○	△	○
		3	○	△	△		○			○	○	○	○		○
		4	○				△			○	○				
		5	○							○	○				
		6	○							○	○				
	聴覚 または 平衡機能 障がい	2	○	○	○	△	○	△	△	○	○	○	○	△	○
		3	○	△	△		○			○	○	○	○		○
		4	○				△			○	○				
		5	○							○	○				
		6	○							○	○				
		音声言語 そしゃく機能	3	○				○			○	○	○	○	
	4		○				△			○	○				△
	肢体 不自由 (上肢・下肢・体幹)	1	○	○	△	△	○	△	△	○	○	○	○	△	○
		2	○	○	△	△	○	△	△	○	○	○	○	△	○
		3	○	△	△		○			○	○	○	○		○
		4	○				△			○	○	△	△		△
		5	○							○	○	△	△		
		6	○							○	○	△	△		
	内部 障がい	1	○	○	△	△	△	△	△	○	○	○	○	△	○
		2	○	○	△	△	△	△	△	○	○	○	○	△	○
		3	○	△	△		△			○	○	○	○		○
		4	○				△			○	○	腎臓	腎臓		
	免 疫	1	○	○	△	△	△	△	△	○	○	○	○	△	○
2		○	○	△	△	△	△	△	○	○	○	○	△	○	
3		○	△	△		△			○	○	○	○		○	
4		○				△			○	○					
知的障がい者 (児)	A	○	○	△	△	○			○	○	○	○		○	
	B	○	△			○			○	○	○	○			
	C	○				△			○	○	自閉症	自閉症			
精神障がい者 (児)	1	○		△		△	△	△	○	○	○	○		○	
	2	○				△	△	△	○	○	○	○		○	
	3	○				△	△	△	○	○	自閉症	自閉症			
所得制限			有	有	有	有	有	県有・市無				一部有	有		
年齢制限等	65歳未満	65歳未満	20歳以上	20歳未満	20歳未満	18歳以下	18歳以下						18歳以下	65歳以上	
本文ページ	8	8	9	9	10	子8	子9	12	15	16	16	子10			

(注) この一覧表は一応の目安であり、○はおおむね全員が対象になるもの、△印は一部の方のみが対象になるものです。詳しいことは、お問い合わせください。

障がいの種別や程度によって、受けることができる手当やサービスなどがわかるよう、一覧表にしました。

年金等			補装具費の支給	日常生活用具の給付	訪問理美容サービス事業	家具転倒防止事業	所得税・住民税の控除	NHK受信料の免除	ケーブルテレビ受信料の割引	自動車税の減免	市タクシー料金助成	各種運賃割引制度	有料道路割引制度	駐車禁止等除外指定車標章
障害基礎年金	障害厚生年金	県心身扶養共済制度												
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	○	○
△	○	○	○	△			○	○	○	○		△	○	○
	△		○	△			○	○	○	○		△	△	△
			○	△			○	○	○			△	△	
			○	△			○	○	○			△	△	
○	○	○	○	○	△	○	○	○	○	○	○	△	○	○
△	○	○	○	△			○	○	○	○		△	○	○
	△		○	△			○	○	○			△	△	
			○	△			○	○	○			△	△	
△	○	○	○	△			○	△		△		△	○	
	△	○	○	△			○	△				△	△	
			○	△			○	△		△		△	△	
			○	△			○	△		△		△	△	
○	○	○	○	○		○	○	○		○	○	△	○	○
○	○	○	○	△		○	○	○		○	○	△	○	○
△	○	○	○	△			○	△		○		△	○	○
	△		○	△			○	△		△		△	△	△
○	○	○	○	△	○	○	○	○		○	○	△	○	○
○	○	○	○	△	△	○	○	○		○	○	△	○	○
△	○	○	○	△			○	△		○		△	○	○
	△		○				○	△		△		△	○	△
○	○	○	△	△		○	○	○		○	○	△	○	○
○	○	○	△			○	○	△			○	△		
△		○	△				○	△				△		
△	△					○	○	○		○	○	△		○
△	△					○	○	△			○	△		
△	△						○	△				△		
一部有	一部有		有											
20歳以上	20歳以上													
20	20	21	23	24	25	26	30	30	31	31	32	32	35	36

(注) この一覧表は一応の目安であり、○はおおむね全員が対象になるもの、△印は一部の方のみが対象になるものです。詳しいことは、お問い合わせください。

# 17 虐待かな?と思ったら・・・

## 障がい者虐待対応窓口

もしかして虐待かな?と思ったら…  
ためらわずに下記、相談先までご連絡ください。

- ・虐待に気づいた人には通報義務があります。
- ・虐待を受けているご本人が届け出ることもできます。
- ・守秘義務により、通報者・相談内容の秘密は守られます。

### 養護者または施設従事者による虐待は

福祉課 障がい福祉係（施設での虐待：☎ 56-0614 FAX 63-2940）  
福祉政策課 福祉相談係（養護者による虐待：☎ 56-0639 FAX 63-2940）  
長久手市社会福祉協議会障がい者相談支援センター：☎ 64-2333 FAX 64-2337

### 障がい者を雇用する事業主等による虐待は

愛知県障がい者権利擁護センター(愛知県福祉局福祉部 障害福祉課内)：  
☎ 052-954-6294 FAX 052-954-6920

次のような行為が虐待にあたります。

(例)

- ・暴力や本人の行動を制限する
- ・必要な介護サービス、医療を受けさせないことや世話をしない
- ・暴言や無視する
- ・年金など本人の財産・資産を勝手に使う、本人のために使わない
- ・性的嫌がらせをする

# 18 障がい者を支援する団体など

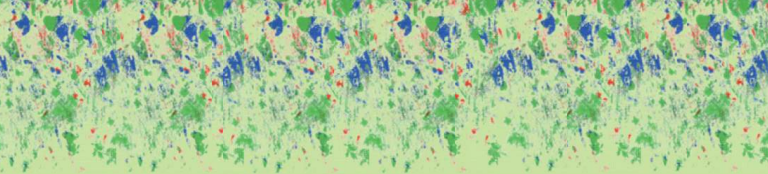
市内で活動している障がいのある方を支援するボランティア・家族会等を紹介します。参加の希望や活動については各団体にご確認ください。

## 障がい者を支援する団体など

分類	団体名	活動内容	問合せ先
家族会	長久手市身体障害者福祉協会	会員の福祉増進並びに更生の道を開き親睦を図る。	長久手市社会福祉協議会 ボランティアセンター ☎ 61-3434 Mail: nagakute.hottokurabu@gmail.com ☎ 070-5336-4188(山口)
	長久手市希望の会	知的障がい児・者の親の会。月1回の定例会、情報交換、行事参加	
	ほっとクラブ	家族が集まり同じ気持ちで悩み事など一緒に考えます。	
ボランティア団体	愛 eye クラブ	目の不自由な方への広報をテープに吹き込んでお送りしています。	長久手市社会福祉協議会 ボランティアセンター ☎ 61-3434
	手話仲間サンドイッチ	信念「繋がりたい」ツール「手話」目標「心のバリアフリー」	
	長久手点字サークル	視覚障がい者の為の点訳や晴眼者などへの点字の普及活動。	
	ながくて手話サークルゆび話の会	聴覚障がい者の言語である手話の普及に努める。	
	要約筆記長久手	難聴者支援をします。	
その他	ほほえみの会	グラウンドゴルフやカラオケなど障がいのある方々の余暇活動。	長久手市社会福祉協議会 ☎ 62-4700

ボランティア団体についての問い合わせ

長久手市社会福祉協議会  
☎ 61-3434 FAX 64-2811



令和8年度 ながくて福祉ガイド 障がい編  
発行 長久手市  
〒480-1196 愛知県長久手市岩作城の内60番地1  
福祉部 福祉課  
障がい福祉係 ☎0561-56-0614  
保 護 係 ☎0561-56-0640  
FAX 0561-63-2940  
E-mail [fukushi@nagakute.aichi.jp](mailto:fukushi@nagakute.aichi.jp)

この印刷物は、多くの人に分かりやすく、  
読みやすいように工夫されたユニバーサルデザインフォントが使用されています。

